令和８年第３回由利本荘市議会定例会（９月）会議録

令和８年９月８日（火曜日）

議　事　日　程　第　２　号

令和８年９月８日（火曜日）午前９時３０分開議

第　１．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者　　１５番　小　松　浩　一　議員
　　１１番　堀　井　新太郎　議員
　　５番　大　友　孝　徳　議員
　　１３番　岡　見　善　人　議員

本日の会議に付した事件

議事日程第２号のとおり

出席議員（２２人）

１番　橋　島　達　也	２番　小　川　光　弘	３番　佐　藤　正　人
４番　佐々木　　司	５番　大　友　孝　徳	６番　松　本　　学
７番　泉　谷　赳　馬	８番　新　宅　　慈	９番　小　田　　彩
１０番　大　友　ます子	１１番　堀　井　新太郎	１２番　甫　仮　貴　子
１３番　岡　見　善　人	１４番　粟　野　希　穂	１５番　小　松　浩　一
１６番　正　木　修　一	１７番　渡　部　聖　一	１８番　佐　藤　義　之
１９番　高　橋　信　雄	２０番　伊　藤　順　男	２１番　長　沼　久　利
２２番　佐　藤　健　司		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

市長	湊　貴信	副市長	佐々木　司
副市長	髙橋重保	教育長	土倉新也
企業管理者	三浦　守	総務部長	遠藤裕文
企画振興部長	松坂　真	市民生活部長	加賀谷幸子
健康福祉部長	遠藤千代子	産業振興部長	原　敬浩
観光文化スポーツ部長	小番正明	建設部長	東海林健悟
教育次長	伊藤　望	企業局長	工藤　睦
消防長	佐藤勝則	行財政改革推進監兼総務課長	佐藤夏樹
危機管理監	渡部友善	秘書広報課長	三浦啓助
管財課長	小松幸雄	地域づくり推進課長	佐々木信幸
市民課長	渡部淳一	長寿生きがい課長	真坂輝仁
農業振興課長兼種苗交換会事務局長	遠藤哲也	農山漁村振興課長	斎藤英樹

教育総務課長	長谷川　潤　一	学事課長	古川　　淳
主幹兼学校教育課長	村　上　雅　美	生涯学習課長	佐　藤　錠　司
消防次長兼総務課長	髙　橋　忠　英		

議会事務局職員出席者

局長	今　野　正　浩	次長	齋　藤　　剛
書記	小　松　和　美	書記	齋　藤　身　子
書記	髙　野　周　平		

午前　９時３０分　開　　議

○議長（佐藤健司）　おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（佐藤健司）　それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第２号をもって進めます。

○議長（佐藤健司）　日程第１、これより、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

なお、本日議会運営委員会を開催し、15番小松浩一さんの一般質問発言場所を、けがのため質問席とすることを認めましたので申し添えます。

15番小松浩一さんの発言を許します。15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　おはようございます。会派明日をひらくの小松浩一であります。

佐藤健司議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従い一般質問をさせていただきますが、このような形で一般質問をすることになるとは自分自身全く思っておりませんでした。昨日から松葉づえ生活になりましたが、体重の重さを痛感し、自身のスリム化を図らなければならないと切に思っております。

まずもって、私個人の不注意によるけがのせいで、議長はじめ議員各位、また議会事務局の皆様に御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。また、今回の一般質問におきましても特段の御配慮をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

また、一般質問に入ります前に、７月の熊本地震、８月以降各地で起きました豪雨災害で被災されました皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。日常生活に戻るまでに多くの日数を要することと思いますが、避難場所での隣人とお互いに声をかけ合い、諦めずにいろいろな声を上げ、大変な日々を乗り切っていただきたいと思います。

豪雨災害につきましては、毎日のようにどこかで線状降水帯が発生し、緊急避難指示が出される現状です。本市においても、いつ豪雨災害が発生してもおかしくない状況にあります。市民の皆様におかれましては、避難場所や避難グッズの確認など、いざとい

うときの備えを心がけていただければと思います。

それでは、一般質問に入ります。

私自身、これまでの一般質問において、数回にわたり本市の地域づくりや地域コミュニティーについてお伺いしてまいりました。今回の大項目４点の質問事項も、直接的あるいは間接的に地域コミュニティーの維持や活性化に関わる質問項目となっております。一般質問を通して、ぜひとも議論を深めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大項目１、組織改編後の総合支所の現状と今後の方針についてお伺いいたします。

本項目については、さきの議会全員協議会で御説明いただいた内容もありますが、通告のとおり質問させていただきます。

令和７年度より進められてきました本庁・総合支所の事務・事業の見直しにより、今年度からは市民生活に直接関わりのある事務・事業は総合支所に残しながら、それ以外の事務・事業は本庁に集約されることとなりました。

令和７年度の総合支所の組織は、市民サービス課の振興班・市民福祉班、産業建設課の農林水産班・商工観光班・建設班という２課５班でした。これが今年度の組織改編により市民サービス課市民サービス班、産業建設課産業建設班の２課２班体制となり、人員も大幅に削減されることとなりました。

現在、また今後も進むであろう人口減少、それに伴う財政状況を考えると、このたびの機構改革の必要性は十分に理解できるものであります。ただ、令和７年度９月定例会市議会全員協議会における「基本的な総合支所の位置づけについて」の中で示された基本的な考え方、地域住民一人一人に寄り添った対応を重視する、窓口の機能強化が実際に図られているのかが重要なポイントであると考えます。

この点においては、今年度４月21日の市議会と市当局との連絡会議において、改編後の総合支所のフォローアップとして、総務課行政改革班が総合支所に滞在しつつ支所職員との意見交換を行い、現状の確認と課題の洗い出しを行っていくとの説明をいただきました。この現状把握に向けた取組は大いに評価するところであります。

そこで、まず５月以降の訪問によって把握している支所の現状についてお伺いいたします。

また、さきの４月の説明では、訪問時は職員との意見交換が主であると理解しております。しかし、さきに示されている地域住民一人一人に寄り添った対応を重視されるのであれば、この総合支所改編による総合支所の変化を、訪れる市民の方々がどのように感じているのかを把握することが最も重視されるべきことであると考えます。この点について市当局はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、支所における相談内容によっては、本庁とのリモート相談も行っていくとしていますが、特に福祉関係や介護関係の相談においては、直接顔を合わせて担当者と話すことが望ましい状況も考えられます。そのようなケースも含め、今後の総合支所の在り方を見直していく余地をどこまで想定されているのかお伺いいたします。

大項目２、今後の公民館の在り方と地域づくりについてお伺いいたします。

本項目においても、さきの議会全員協議会で御説明いただいた内容もありますが、通告のとおり質問させていただきます。

令和７年度11月開催の市議会全員協議会では、令和８年度以降の組織機構改革に係る基本的な考え方についての説明をいただきました。その中の今後検討を予定している事項に、出張所・公民館の統廃合が挙げられております。またその一方では、人口減少化における地域づくりのための組織改編も取組内容として示されております。

公民館の目的は社会教育法第20条において次のように規定されています。「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ここで示されているように、公民館は単なる公的な施設ではなく地域社会における機能であります。

また、平成30年12月に示された中央教育審議会の答申では、公民館について、多様な主体とのネットワーク機能強化や地域コミュニティーの維持、地域の防災拠点としての役割などを求めるとしており、地域づくりの拠点となる役割も示されております。

今年度から総合支所の改編に伴い、地域の行事の見直しや縮小が予想される現状であるからこそ、地域における公民館の役割は一層重視されるべきではないでしょうか。特に地域づくりの組織改編を行っていく上でも、公民館を中心とした自治会及び住民との協議の場が必要となってくるのではないかと考えます。各地域における公民館の在り方をどのような場で検討していこうと考えているのか。また、現段階で市当局の考える方向性があるのかお伺いいたします。

また、本荘地域には、松ヶ崎・南内越・北内越・子吉・石沢・小友の６つの地区公民館があります。これらの地区公民館は、町内会や地域振興会などの関係組織との連携によって、地域コミュニティーの活性化・維持の役割を果たしています。また、公民館機能にとどまらず、町内要望の取りまとめや災害時の状況把握や地区民への対応など、行政機能の一端を担っている現状でもあります。

このたびの組織機構改革の推進によって、各地区からは公民館が廃止されるのではないかと危惧する声も聞かれています。この地区公民館廃止の懸念は、令和５年度に市当局より示された各地区の公民館主事の中央公民館への集約から聞かれるようになりました。

この各公民館主事を集約するという方針は、令和５年12月に示され、次年度の４月から実施する方向でした。事前に地区住民への具体的な説明もなく、数か月後には各地区公民館から主事がいなくなるという当局の方針に戸惑う声もあり、実際には令和６年度途中から週に半数程度中央公民館勤務という緩和策が取られ、令和８年度からは中央公民館に集約される形となりました。このような経緯もあり、地区公民館も、廃止ありきといった方向性が示されるのではないかと不安視する声も聞かれる現状です。

市当局は、地区公民館の今後の在り方について、どのような場で検討し、その方向性を決定するお考えなのか。また、現段階である程度の方向性があるのであれば、その内容についてお伺いいたします。

また、公民館の今後の在り方と、さきに述べた人口減少化における地域づくりのための組織改編は、切り離して論じることはできないのではないかと考えます。公民館の統廃合を進めるとしても、地域づくりのための組織をどのように構築していくのか、そのプロセスが非常に重要になると考えますが、その点について市当局の見解をお伺いいた

します。
大項目３、閉校後の校舎の利活用についてお伺いいたします。
令和７年度末をもって尾崎小学校・子吉小学校・小友小学校が閉校し、令和８年度には本荘東小学校が開校する運びとなりました。これに伴い、現在小友小学校・子吉小学校の校舎は、閉校校舎としてその活用のめどは立っていない状況であると把握しています。
閉校した校舎について、市当局以外が利活用しているケースの一つとして、旧石沢小学校校舎における石沢学校食堂があります。石沢学校食堂は地元企業と地域住民によって運営され、地元産のそば粉を使用した石沢そばを提供しています。また、それ以外にもグラウンドを活用しての地域の祭りの開催など、食育と交流の場として地域のにぎわい創出に貢献しています。
廃校となった校舎の利活用には、さきに述べた旧石沢小学校のように地域活動の拠点としての利活用もありますし、にかほ市の旧上郷小学校や旧上浜小学校のように、民間への貸借という形を取りながら地域貢献を求めるという利活用の方向性もあります。このような取組を見ても、閉校した校舎をただ廃校舎として残しておくよりも、でき得る限り利活用し、何らかの形で地域貢献に寄与することが望ましい姿なのではないでしょうか。
令和５年から７年にかけての教育民生常任委員会所管事務調査「子育てにやさしい環境づくりについて」で行った子育て世代へのアンケートでは、雨天時の室内での遊び場が少ないという意見が最も多く、全体の３分の１を超える割合を占めています。
新たな施設を造るまでもなく、閉校した校舎の体育館を整備することで、雨天時の遊び場の創出も可能ではないでしょうか。また、本市が課題として挙げる企業誘致についても、ＩＴ関係の会社の誘致に空き教室を活用することも可能ではないでしょうか。このように閉校した校舎の利活用については、多くの可能性があると考えます。本市では、閉校した校舎の利活用の方針をどのように考えているのかお伺いいたします。
以前、廃校校舎の利活用の状況等を担当課にお伺いした際に、現在は校舎の一部を貸借するのではなく、校舎全体を貸借することが望ましいと考えているという説明をいただきました。現在活用の方向性が決まっていない旧小友小学校校舎についての今後の対応についてもお伺いいたします。
また、このような廃校校舎の利活用の際に、本市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が、どの範囲内で適用されるのかも併せてお伺いいたします。
大項目４、矢島高校における学校給食提供の実現についてお伺いいたします。
矢島高校における学校給食提供の実現については、令和６年度の高校生と語る会からの提言の一つとして挙げさせていただいたものです。参加した高校生の意見を踏まえ、議会として検討した結果、小中高一体型校舎の特徴を生かした取組となることや、この学校給食の実施が小中高連携のさらなる取組になるとともに、矢島高校の特色ある教育活動に結びつく可能性も考慮し提言としたものであります。
提言手交の際には、湊市長も提言を前向きに受け止めてくださり、実現に向けて取り組みたい旨の発言があったと記憶しています。その後、当局からは、矢島高校への学校給食の提供については、矢島学校給食センターで調理できる食数に限りがあることや、

給食を提供するための衛生管理、給食の実施方法など課題が多い状況にあることから解決に向けた検討を進めてまいりますとの回答をいただいておりました。

先日、県内の県立高校で唯一学校給食を実施している羽後高校の取組について、羽後町教育委員会担当者からお話を伺う機会をいただきました。羽後高校は、羽後町における唯一の高校であることや、４小学校・１中学校の学校給食を１つの給食センターで対応しているなど、矢島学校給食センターの現状と異なる部分もありますが、参考になる内容も多々ありました。

まず一つは、羽後高校における学校給食の実施について、前羽後町長の強い思いもあり、県教育委員会が羽後高校における学校給食実施に前向きであったということであります。高校側のコンテナ搬入口の整備や保管用冷蔵庫の設置については、県側で費用負担を行い、担当課や県教育委員会、高校側と３者での協議を重ね、課題を共有しつつ実施に向けて取り組んだことも分かりました。

羽後高校の入学者は、学校給食を実施する前の令和４年度の入学者数が25人、実施後の令和５年度・６年度の入学者が41人、令和７年度は31人、令和８年度は24人という推移を見せています。この生徒数の推移が全て学校給食実施によるものとはもちろん言えませんが、県全体の生徒数が減少する中で、この生徒数を維持していることは特徴的な傾向と言えます。

また、羽後高校では、全校生徒ではなく希望者に給食を提供していますが、令和４年８月からの実施時は希望者が全体の74％でしたが、今年度の希望者は全体の92％となっており、学校給食に対する生徒や保護者の反応のよさが伺える結果となっています。

このような羽後高校の現状、さらに矢島高校の同一校舎内に調理場があるなど施設面におけるハードルの低さなどからも、矢島高校における学校給食実施の可能性やメリットは少なくないと考えます。

令和６年度の当局の回答時は、矢島学校給食センターでの給食提供数を240食としていますが、今年度の矢島小中学校の教職員・児童生徒数は約220名と把握しております。今後の児童生徒数の推移等を考えても、矢島高校への給食提供は十分可能であると考えます。今後の矢島高校における学校給食実現に向けての市当局の考えをお伺いいたします。

以上、大項目４点について質問をさせていただきました。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤健司）　当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　おはようございます。まずは答弁に入ります前に、お見舞いを申し上げます。一日も早く御回復されますことを御祈念申し上げます。

それでは、小松浩一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、組織改編後の総合支所の現状と今後の方針についてにお答えいたします。

今年度の組織機構改革につきましては、事務・事業の見直しを行うとともに、総合支所から本庁へ事務と人員を集約することにより、総合支所業務を窓口機能に特化し、本庁において一括の処理をすることにより、事務効率の向上を図ろうとするものでありま

す。
　このたびの組織機構改革における総合支所の担う役割といたしましては、窓口での対面対応や現場に出向いての状況把握、緊急時の初期対応など、従来から市民の皆様が受けていたサービスを中心に、市民目線に立って、きめ細やかな行政サービスの提供を行うこととするものであります。
　新体制のフォローアップとして、総務課職員が４月上旬、４月下旬及び６月下旬の計３回にわたり総合支所を訪問し、窓口の来庁状況やその対応の確認を行うとともに、来庁者から寄せられる声や、本庁と総合支所間の業務連携における課題等について職員から聞き取りを実施しております。
　特に来庁者が多い月曜日の午前中にも訪問し、窓口の混雑状況を確認したところ、戸籍の届出やマイナンバーカードの更新など時間を要する手続が重なった際には、一定の待ち時間が生じたり、また、現場確認が重なった際には人員が手薄になる場面もありましたが、大きな混乱は見られず、事務処理もおおむね円滑に行われている状況を確認できました。
　総合支所職員からの聞き取りでは、これまで特に大きな問題は生じていないとの報告を受けており、来庁者からも特段の苦情などは寄せられておらず、順調に進んでいるものと認識しております。
　また、事務集約後の事務執行体制の検証や、より効果的・効率的な組織体制の確立に向け、副市長、総合支所長及び各部に配置した総合支所事務集約推進担当職員による総合支所事務集約連絡会議をこれまで２回開催しております。
　会議では、総合支所からの聞き取り内容や事務連携における課題等をテーマにグループワークを行うなど、本庁と総合支所の相互理解を深めるとともに、課題となる事案についてその内容を全庁で共有しながら解決に向けて取り組んでおります。
　来庁者からの御意見につきましては、総合支所長などを通し、総務課が把握をしておりますが、小松議員の御指摘のとおり、市民が今回の組織改編をどのように受け止めているかを把握することは大変重要であると考えており、今後、市民の利便性向上や窓口サービスの改善に向けて、来庁者へのアンケートの実施などについても検討してまいりたいと考えております。
　総合支所での相談業務につきましては、日常的には、窓口担当職員の対応で解決できるものが多いと考えておりますが、総合支所内での対応が難しい案件が生じた場合の備えとして、本庁とリモートで相談できる体制が確立されており、今後、職員数が減少したとしても、こうした体制によって支障なく対応できるものと考えております。
　そうした取組のほか、特に福祉や介護など専門的な知識が求められる相談への対応については、例えば、問題を抱え支援を必要としている方のもとへ職員が出向いて相談に応じるアウトリーチや、幅広い支援が必要な方からの相談などに対しては、分野を問わず広く相談を受け付けるとともに、関係機関と連携を図りながら支援につなげていく体制を健康福祉部に構築しております。
　総合支所の今後の在り方については、市民から最初に相談を受け付ける総合支所としての役割は極めて重要であり、そうした役割を今後重視しながら、本庁各課との連携について引き続き見直しを行い、相談者に寄り添ったより適切な対応ができるよう努めて

まいります。

今後の総合支所の在り方につきましては、地域の人口動態や行政需要の変化を踏まえつつ、住民にとってよりよい組織となるよう引き続き検討してまいります。

次に、２、今後の公民館の在り方と地域づくりについてにお答えいたします。

今後の公民館の在り方については、第５次行政改革大綱で、人口減少に伴う職員縮減に対応する教育学習課・公民館・図書館等の機能の見直しを取組項目の一つに位置づけ、現在その細部について検討を進めているところであります。

本市議会定例会初日に行われました市議会全員協議会においては、今後の公民館事業等の見直しについて教育委員会より説明いたしましたが、急激に進む人口減少に伴い、市の職員数の減少も避けられない中にあって、現在抱えている施設全てを維持していくことは難しくなってきており、公民館事業などについても見直しをしていかなければならない時期を迎えていると考えております。

市長部局においては、令和８年度、本庁・総合支所の事務・事業の見直しと、本庁への集約を進めてきておりますが、教育委員会においても歩調を合わせ、既に一部先行して教育学習課を廃止し、事務・事業と職員を中央公民館に集約する改革を進めております。

今後も学びの場の確保や、地域コミュニティーの維持向上につなげるよう検討を進め、様々な機会を捉え、議員や市民の皆様へ丁寧な説明を行いながら見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

現段階での地域公民館に関わる見直しの方向性でありますが、地域コミュニティーの活性化や維持を図るためには、住民が学習する場や機会の提供を継続することが重要であることから、人員の見直しを行いつつ、施設としては存続させていく方向で検討しております。

また、公民館事業の見直しに当たっては、地域のニーズを見直しながら継続・廃止・新規事業の展開などの方向性を決めるほか、類似事業の有無を踏まえながら統合の可否の検討なども行い、スリム化を図りつつ、真に必要な事業は継続させたいと考えております。

また、職員の配置箇所については、中央公民館に集約するなど、より効果的・効率的に事務・事業が実施できるよう、柔軟かつ機動的に運営できるようにしたいと考えております。

さらに、住民の自主活動や学習の場としての機能を引き続き確保・維持しながら、適切な施設管理の在り方と、それを踏まえた市民の利便性に配慮した施設の利用方法などについても併せて検討を加えてまいります。

次に、本荘地域の６つの地区公民館につきましては、町内会のみならず、地域振興会など地域に根差した団体との結びつきが強いという側面があり、こうした状況を背景に、地域コミュニティー維持・形成において重要な役割を担う拠点であると認識しておりますが、一連の行財政改革・組織改編に向けた取組の一つとして、地域公民館よりも一足早く令和６年度より職員体制の見直しを行ったところであります。

具体的には、従来の地区公民館の職員体制については、館長と公民館主事、会計年度任用職員の３名体制としておりましたが、令和６年７月からは、公民館主事を中央公民

館へ集中配置し、館長と会計年度任用職員の２名体制とした上で、公民館主事を週の半数程度、地区公民館へ派遣する職員体制へと変更いたしました。

その後、公民館事業の精査や、各団体の事務の見直しなどを進めながら、第２段階として、令和８年度からは各公民館で行っていた事業を従事する職員とともに中央公民館へ集約したところであります。

なお、地区公民館の今後の方向性については、先ほど地域公民館の方向性で説明した内容と同様であり、地域コミュニティーの場や学びの場の確保、防災拠点の役割を担う施設として存続させていきたいと考えております。

次に、市として地域づくりのための組織をどのように構築していくかにつきましては、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくことが見込まれる中、今後、地域社会を維持し、持続可能な地域づくりを進めていくことが求められますが、行政だけの対応ではおのずと限界があることを十分認識し、市民や町内会、各種団体など地域の皆様との連携をこれまで以上に深めていくことが重要になると考えております。

これまで、公民館を核とした地域づくりについては、地域住民はもとより、地域の多様な主体によって幅広い分野にわたり展開されてきたところでありますが、今後は、こうした地域における主体的な活動の輪を広げつつ、中央公民館が中核となって公民館のネットワークを強化し、全市的な取組に発展させていくことが大切であり、施設を活用した地域づくりの先進事例などを共有し、地域の特色を生かした地域づくりが実践されるよう支援強化を図り、官民が一体となって活動が展開されていくことを期待したいと考えております。

市といたしましては、中央公民館を公民館活動の中核的施設と位置づけ、各公民館と連携をしながら市民が積極的に参画し、主役となって地域づくりに取り組める環境整備を行うとともに、行政が一体となって「一人ひとりが希望を叶え、自分らしく暮らせるまち」の実現に向けた各種施策を力強く推進してまいりたいと考えております。

次に、３、閉校後の校舎の利活用についてにお答えいたします。

閉校した校舎を含めた空き公共施設の利活用の方針につきましては、建物の健全性や敷地の権利関係から使用の可否を判断した上で、市の施設としての再利用や、町内会など地域住民による有効活用を検討した上で、いずれの利活用にも至らない場合には、由利本荘市空き公共施設利活用促進条例に基づき、地域振興や雇用創出につながる活用を条件に貸付料の減額等の措置を講じ、事業者へ幅広い用途で貸付けを行っていくことを基本としております。

今年４月に本荘東小学校と新鶴舞小学校が開校し、旧鶴舞・子吉・小友小学校の３校が閉校となっておりますが、旧鶴舞・子吉小学校は敷地が借地であることから、今後しかるべきタイミングで校舎を解体し、土地を所有者に返還することとしており、一方、旧小友小学校の校舎につきましては、比較的状態もよいことから、その利活用について市と地域住民で検討を重ねてきたものの、具体的な活用案の策定までには至らなかったことから、現在、空き公共施設利活用促進条例に基づく貸付けに向けて必要な準備を進めているところであります。

なお、御質問の本市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例においては、普通

財産の減額または無償による貸付けについて、用途が営利目的のない公用や公共用などに限定される旨を規定しているところであります。

一方、空き公共施設を幅広い用途で利活用する場合については、別途、空き公共施設利活用促進条例に基づき、減額または無償での貸付けが可能とされているところであります。

現在、市が所有する空き公共施設のうち、一定の安全性が確保されているものにつきましては、こうした条例上の優遇措置の周知を図りながら、幅広い用途での利活用を進めてまいります。

次に、４、矢島高校における学校給食提供の実現についてにお答えいたします。

矢島高校への給食提供につきましては、市議会が主催した高校生と語る会における矢島高校在校生からの提案を踏まえ、令和６年12月に市議会から私宛てに提言がございました。私自身、何とかして実現できないかとの思いを持ちながら、以降、その実現に向けての課題などについて継続して検討を行ってまいりました。

これまで、矢島高校や県教育委員会と協議を重ねてまいりましたが、給食費の徴収や栄養士業務への人員の配置、給食の量や提供時間の調整、高校側での受入れ体制の確保など、市と高校、県教育委員会との間で解決すべき多くの課題があることが明らかになっております。

さらに、実施するとなった場合には、そうした課題に対応しながらそれぞれが担うべき事務処理の範囲と、それに要する経費負担のほか、食中毒、アレルギーのリスク対応などについても、市と県の役割と責任を明確にした上で合意し、進めていく必要があることから、実施している羽後町のケースを参考に取り組むとしても、現段階においては、そうした課題の整理には、なお時間を要する状況にあるものと考えております。

今後、学校側の意向を踏まえながら協議を継続してまいりますが、矢島高校における学校給食の提供については、高校生からの提案に応えるものであるとともに、調理施設が同一校舎内にあるという優位性を生かしながら、地域みらい遊学に加え、小中高連携校という特色を有する矢島高校の魅力をさらに高めることにもつながるものであります。

市といたしましては、学校給食の提供に向けて一つ一つの課題を整理しながら実現への道筋を探ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん、再質問ありませんか。

○１５番（小松浩一）　御答弁ありがとうございました。では、再質問をさせていただきます。

まず大項目１、組織改編後の総合支所の現状と今後の方針について再質問いたします。

５月以降、３回にわたっての現状把握をされているということ。それから聞き取りではおおむね問題はなしと、苦情もなしというふうなお話がありました。ただ、市長答弁の中でやはり市民の方々の声を重視していきたいということで、アンケートの実施を行っていくという御答弁がありました。本当にありがたいことだと思います。何とかよろしくお願いいたします。

そこからのことですけれども、そのアンケートで住民の声を受けて。例えば、先ほど質問でもお話をしましたけれども、介護関係のところで直接最初の段階でお会いしたほうがいいというケースもあるでしょうし、それから人員の配置等も含めて、仮にアンケートの状況によって、どこまで総合支所の在り方を見直していく余地があるのかというところを、もう一つお聞きしたいと思います。

例えば、その市民の声によっては窓口の人員を増やすということも考えるのか、あるいは他機関との連携を図ってというところも考えるのか、それについてもう少し詳しくお話をいただければ。よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問でありますが、今回の機構改革というんですか、事務・事業の見直し等々を進める大前提として、市民の皆さんには極力というか、まずは影響がないようにということで、まず市民の窓口についてはしっかりとやるということ等々をさせていただきました。

そうした中で、今、小松議員おっしゃるとおり、市民とのいろんなアンケートだとかやり取りの中で、今の状況のニーズと対応が合っていないということについては、当然しっかりと対応していかないといけないだろうというふうに思っています。

ただ、先ほど答弁でもちょっとお話をしましたけれども、先ほどの例で、窓口の人を増やしますかだとかいろんな話、もちろんそれも対応する一つの方法ではあるとは思いますが、そういう方法を取ればいいのか。こちらから出向いてその市民の方のほうに伺うほうが、窓口を増やすよりもいろんな意味で効率がよかったり、利便性が高いということももちろんあるでしょうし、そうしたことも考えて、市民のニーズにしっかりと応えられるにはどうしたらいいかということを、庁内で検討しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　ありがとうございます。おっしゃるとおりの点もあるかと思うんですけれども、一つ心配されるのは、質問でも結局、課のほうが大分減って、特に福祉関係の窓口が限定される状況になっています。そういうときに総合支所を訪れる方が、例えば最初にそういう対応をしていただけると、よかったなという形になるんでしょうけれども、最初になかなか対応していただけないケースがあるとすれば、それが次のアウトリーチというところにつながらないという現状もあるかとは思うんです。そういうケース・バイ・ケースで対応できるものと、その後から対応できるものと、今すぐ対応しなければならないものというのがあるんですけれども、そういうところも今後検討していってもらえればなと思います。そういう意味では、再度の質問になるかもしれません。先ほど、健康福祉部との連携というものを図っていらっしゃるというふうな話もありましたけれども、例えば、社会福祉協議会とか、それから、もっといえば民間の包括支援センターとかというところと、市役所の人員を増やすのではなくて、もっとほかの関係機関との連携を図りながら、そういう窓口対応というようなところまでは、まだ考えていらっしゃらないものでしょうか。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問でありますが、もちろんおっしゃるとおり、市だけ

ではなくて、いろんな関係機関との連携というのは十分大事なことでありますので、連携についてだったり。ただ、今のお話の中で、初めて来庁された時点で、その場で全部解決をできるかとなってくると、なかなかその場でというだけの人員を常に配置しておくということは、やっぱり厳しい要素があるので、一旦受付をするということになることもあろうかなというようなことは考えます。

その中で、必要なそうしたいろんな連携を図るところには当然行きますし、その場でリモートで直接深く話できるところはリモートでやりますし、日を置いて、もしくはその日のうちか分かりませんが、担当者がお宅にお伺いするというようなこともしながら対応していくと。なので、支所の数をこれからまた逆にどんどん増やしていくという方向は、なかなか厳しいのかなというような印象はまず持っています。それもニーズというんでしょうか、そういった話を聞いた上でいろいろと検討すべきこととは思いますが、どちらかといって今言ったような体制の中でうまくやっていけることをどうやっていくかというあたりが、まず一番考えるところかなというふうには思ってございます。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　ありがとうございます。先ほど市民の声を把握するアンケートを取っていただくというようなお話もありましたので、そのアンケートの内容を踏まえながら、また市が目指す地域住民一人一人に寄り添った対応というものが実現できるように、なんとか市民の声を再度しっかり見ていただければなと思っています。

なかなか、先ほどの説明では苦情はなかったというお話もありますけれども、やっぱり苦情というのはなかなか出しづらいものでもありますし、届かない声というのも多々あると思いますので、そういう届かない声を把握できるようなアンケートの実施というものを行っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大項目２、今後の公民館の在り方と地域づくりについて再質問いたします。

お話を聞いていて非常に私自身戸惑うところがあるんですが、今回の全員協議会の中でも、説明の一番最初に現状がありまして、その中で、急速に進む人口減少、高齢化、地域コミュニティーの弱体化というものが挙げられています。それを解決するためのこの公民館の在り方の見直しだと思うんですけれども、先ほど説明ありました、施設としては存続するけれども人を減らしていくというその方向性というものが、地域のコミュニティーの弱体化から改善する取組になるんだろうかと。公民館機能というものをどちらかといえば、ただ施設として残す、機能は人を減らして削減していく。それが地域コミュニティーの維持というものにつながるのかどうかというのが、非常に私分からないところでありまして、それの考え方を一つお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問にお答えします。

直球でというか、今の質問にパーンと答えるあれってない。ちょっとお話しさせていただければ、公民館について、先般の全員協議会でも、小松議員というよりいろんな方からいろんなお話も。というかかねてから公民館については、やっぱり地域に根差したコミュニティーの場であるということでお話も伺っており、もちろんそういうふうに聞いてますし、実はというか、私は公民館大好きです。大好きだというのがただ言葉だけで大好きではなくて、私は市議会議員になる前から、公民館活動はかなりやってきまし

た。表彰まで受けるぐらい生涯学習奨励員もずっと長くやってましたし、公民館が何で好きなのかと、要するに、議員になるずっと前から公民館の手というか職員、優しいんです。同じ市の職員なのにというか大変優しいです。行くと、「湊君来た。まずお茶っこ飲んでいけ」とか、かなりやってくれます。

今言った市の職員なんですが、これ役割が、例えば、今の市の窓口に印鑑証明だとか住民票なんか取りに来た人に、「まずお茶っこ飲んでいけ」ってなかなか窓口だといけないでしょうけど、やっぱり公民館の配属になった職員というのはそういうことで、本当に地域の皆さんとともに深く関わってくれて、なので私も公民館大好きでしたというか大好きです。そうすることによって、やっぱり多くの人たちも集まってきますし、小松議員おっしゃるとおり、コミュニティーの非常に大事な場になっているということについては、経験からいっても肌感覚としても十分私も理解をしております。なので、この間も、日曜日に北内越公民館の運動会が開催されて、私行きましたけども、大変いっぱい子供たちもいて、あれは北内越の子だけじゃないんです。話を聞いたら、あそこから出て行った方々はみんな子供を連れてこの運動会には戻ってくるということもあって、館長もかなり頑張ってやってくれておりまして、おっしゃるとおり本当に公民館というのは非常に大事な施設、場所であるものだなということを考えています。ここについては、多分皆さんと同じ共通の感覚を私も持っているつもりであります。

ちょっとまた視点を変えて言うと、今回、公民館に関しては御存じのとおり、所管が教育委員会ということであります。私、直接公民館をこうしろああしろという指示は出していません。ただ、今回こういうことで話になっている。一つ大きく私が出している指示は、向こう10年間見据えたときの公共施設の在り方だとか事業について、今のままずっと全部をやっていくというのはやっぱり不可能。不可能というかかなり厳しいので、そこを見直すようにというのを、市長部局にも教育委員会にも出しています。そのうちの一つとして、教育委員会で公民館について検討を始めたというか、検討したということだろうと思いますし、そのことについて、公民館大好きですけど私やめろとか、そうじゃないと言える立場には、私は今ないということで、今回、全員協議会で令和10年の４月、まずめどにやっていくという話、今が一つのスタートに立ったところという認識を私は持っています。

つまり、おっしゃるとおり建物だけ残せばいいのかとか、人をどうすればいいとかってそういうことも含めて、これから、今だと１年半ぐらいかけていろんな方とのやり取りをしながら、例えば、私この立場でこういうこと言っていいか分かりませんが、いろんな話の中で、なるほど、令和10年４月ではなくて、例えば令和11年の４月のほうがいいんでないかと、なるほどこういうわけでないとかそういうのがあればなっていくでしょうし。ただ、一つ考えないといけないのが、10年後とかも今と同じ状況で存続をさせられるかというと、これはやっぱり厳しいと思います。なので、いつかのタイミングでは、この議論をしていったりやっていかないといけないと思います。それが、だからやっぱり今がいいのか、来年だったらいいのか、５年後だったらいいのかっていうのはこれは分かりません。ただ一つ、今回そこのスタートにまずついたということで、多分、この間説明があったんだろうなと思います。

この後、これは私の指示で、しっかり丁寧に説明しなさい、また説明を聞きなさいと

いうことは指示してますので、この後のやり取りの中で、何か変わっていくことはもちろん十分あり得るだろうと思いますし、その中で、いろんなところで協議があった上で、最終的に私に上がってきたときに、なるほどそうかということで、最後、決定権者は私か分かりませんが、やることになると思います。

すみません、かなり長くなって恐縮ですけれども。なので、思いはありますが、全体のいろんな行財政改革の中の一つとして、やっぱり考えていかないといけないことの一つであるということは、まずお話しさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　公共施設、それから財政状況から見て、10年後の在り方というものは十分理解するところであります。公共施設もそれは大切ですけれども、ただ、逆に言いますと、10年後の地域コミュニティーの維持をどのように図っていくのかというところが、やはり見えない部分なのかなと。それが見えないがために、やはり公民館が廃止されるということへの不安感というのは高まると思いますし、その辺の見通しがある程度あれば、公民館の在り方というものをこう変えていくんだなというふうな住民の方々の理解も得られると思うんですけれども、その点について、市長どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　大変大事な視点というか大事なことだと思うんですが、ちょっと先ほどの私の経験で、私が公民館事業を、何回も言うと表彰を受けるぐらいずっとやったというのは、やっぱり楽しかったですし、関わっているみんな、市民、当時は町民の皆さんということになるのかもしれない。ここで大事なのは、今思い返すと、私たち自分たちでやったんです。公民館というところは組織としてありましたし、手は貸してもらったし、アドバイスをもらったりいろいろありましたけれども、結局やったのは自分たちなんです。あれを市がもしくは公民館がやれ的な話であったり、下りてきたら私はやってなかったかもしれないです。つまり、これからのコミュニティーをどう図っていくか、これ非常に大事なんですが、役所が、もしくは公民館がガーッて旗を振るだけではなくて、というか旗振るのも大事ですけれども、やっぱり地域の皆さんであったり関わっているそういう人たちがつくっていく、そのために必要な場ということが大事であって、そこに公民館があるからコミュニティーが生まれるとかっていうこととは違う。何として皆さんが参画をして、皆さんがやっていくという気持ちを醸成できるかというか、そこがこれからのまちづくりだとか、にぎわいだとか、間違いなく今、人口は残念です。この間の話で、人口減少を前提に考えているのかという意見もありましたけれども、両極で考えるとやっぱりどんどん減っていきます。統計で出ていますので。なので、そこに合わせてコミュニティーをどうするか、皆さんがいかに参画していただくか、これを考える。もう一つは、もちろん減らさないようなことも考えないといけません。ただ、今はやっぱり減るという大前提を基に考えると、もういかに市民の皆さんが、当時私がやったようにといえばおかしいですが、そうやってやっていく、それがやっぱり大事だと思います。ということをどうやってつくっていくかを考えないといけないですし、ともにやっぱりやっていく、理解をしていくしかないのかなというふうに考えます。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。
○１５番（小松浩一）　私も全く同じ考えです。公民館が全てやってきたというのではなくて、今までもそうですけれども、市長おっしゃられるように、やはり公民館があって、そこに住民が集まって、またいろいろな団体が集まって、みんなでやってきたから楽しい、盛り上がる、お酒も何ぼでも飲めるというそういうのが公民館。建物ではなくて、それが公民館の機能ということだと思っていますし、これからもやはりそういう機能は必要なんだろうなと。

ただ、逆に私も市が全部やるべきとは考えていません。やはりいろんな地域の方々が、市長のように進んでやるような方がいっぱい増えてきて、それで地域コミュニティーを盛り上げていけるような形になればいいと思うんですけれども、やはり先ほど来出ている地域コミュニティーの弱体化、それから地域への関心の薄さというところが今ある現状ですので、その中でいうと、前の状況よりもっともっと難しい状況になっている。だからこそ、やはり今公民館がどうなっていくのか、どういうふうに地域のコミュニティーにこうやって橋渡ししていくのか、そのプロセスというのがとても大切になってくると思うんですけれども、その辺を全て市でやるのではなくても結構なんですけれども、どう地域に返していくのか、地域とのつながりを持たせるのかというところを考えていくべきだと思うんです。

そう考えると、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、令和10年４月をもってパーンと決めていくというのは、あまりにも年数的に無理があるのではないかなと私は思うんですけれども、さっき11年４月とかっていう話もありましたが、それのしっかりした議論を深めていく期間というものを、今後、やはり再度検討していただけるという余地はあるものでしょうか。
○議長（佐藤健司）　湊市長。
○市長（湊貴信）　少しそうなって、私も大きな話としては先ほど来お話ししましたが、詳細というか、この後教育長がとか、あと私の立場で11年のとかっていうことで議論をこれからどうやって、その辺は教育長か教育次長か、進め方とか考え方を少し、次長だか、どっちですか。教育委員会なんです。私は大きな考え方として伝えています。あと詳細はどうするか、これあんまり私、やっぱり教育委員会がどう考えるかだと思います。
○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。
○１５番（小松浩一）　続いては、教育委員会というお話がありましたので、教育委員会にちょっと一言だけ。全員協議会では、教育委員会の中で公民館の在り方をまた検討していくというようなお話があったかと思うんですけれども、その辺はまず今後どういう形で持たれるのか、その教育委員会の意見というものをどの程度まで反映させるおつもりなのかだけお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
○議長（佐藤健司）　土倉教育長。
○教育長（土倉新也）　小松議員の再質問にお答えいたします。

この公民館の事業等の見直しにつきましては、教育委員の皆様にもいろいろとお話をしまして意見は集約しているところであります。教育委員の意見とすれば、見直していくことは当然必要であろうと。でも地域あるいは地区の皆さんの声を十分聴いて、対話

を重ねながらこれを進めていくことが大事であるというふうな御意見もいただいております。

したがいまして、この後、いつということについてはまたこの後十分検討はしていかなきゃいけないと思うんですけども、さらに公民館の館長とか、いろんな事業があるときに、市長も言いましたけれども、アンケートの中でももっと踏み込んだところもいろいろと聞きながら、そして何が一番大事なのかということも含めて、この後検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　ありがとうございます。ぜひ、今の教育委員の方々の御意見、地域の方々と対話を重ねながらというところを、ぜひ重視していただきたいと思います。公民館の組織改革、公民館の在り方の見直しというのは、公民館という建物だけではなくて、やはり地域コミュニティーの在り方、市のほうでも言っておりました地域づくりのための組織をどのように構築していくのかというところと直結する内容だと思いますので、ぜひしっかりと時間を取って、対話を重ねて、それからの方向性というものを示していただけるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

大項目３、閉校後の校舎の利活用について再質問いたします。

最初の質問の際に、一棟貸しということについてちょっと触れさせていただきました。先ほどの答弁では、由利本荘市空き公共施設利活用促進条例を適用して、いろんな閉校した校舎の利活用も進められる、そういうふうなところで対応しているという御説明だったかと思うんですけれども、この空き公共施設利活用促進条例というものは、例えば石沢小学校のように、一部の部屋を、教室を貸すというふうなところにまず当てはまるものなのかどうか、それを適用して石沢小学校も行われているものなのかどうか、再度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　総務部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司）　遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤裕文）　ただいまの再質問にお答えいたします。

建物一棟貸しというところと、部屋ごとの貸しの対象になるかというところでありますけれども、議員おっしゃったように、石沢小学校ので出ましたが、そちらにつきましても、空き公共施設のこちらの条例をもとに貸しているものでありまして、建物１つではなく、それぞれの利用する部屋など、それぞれを対象にした貸付けもこの条例の下でできるということになっております。

○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。

○１５番（小松浩一）　小友小学校のことも質問に挙げさせてもらいましたが、小友小学校も同じように、例えば各部屋、教室ごとの借用とかそういうのも可能なのかどうか、そこもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤健司）　遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤裕文）　ただいまの再質問にお答えします。

小友小学校についてはどうかという御質問でありますけれども、先ほど申しました石沢小学校と同じように、それぞれの教室、部屋ごとの貸付けの対象ということになって

まいります。
○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。
○１５番（小松浩一）　だとすれば、小友小学校に関しては、ある公共団体に近いところがお借りしたいという話が、以前、多分当局のほうが把握されているかと思うんですけれども、その際に、やはり一棟貸しでなければ駄目だというふうな形で断られたという経緯があったと伺っております。それは、今そういう状況に変わったのか、以前からそういう方針だったのか、その辺についてもちょっと確認したいと思うんですが、よろしいでしょうか。
○議長（佐藤健司）　遠藤総務部長。
○総務部長（遠藤裕文）　ただいまの再質問にお答えいたします。
　各部屋ごとの、教室ごとの貸付けでありますと、やはり維持管理であったりそういったところでの費用が掛かり増しになってしまうというのもありまして、一棟貸しというところで、トータルでの貸付けの方向で検討しているというところであります。
○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。
○１５番（小松浩一）　先ほど、小友小学校も部屋貸しみたいな形で、今のお話だと一棟貸しということになるんですか。というのは、その辺がやはり、閉校した校舎の利活用に、いろんな形で地域に貢献するような形で利活用してもらうという方向性なのか、あるいは維持費がかかるから一棟貸しのほうがいいというような考えなのか、財政のほうに重きを置いて、閉校した校舎の利活用を考えているのか、あるいはいろいろな形の地域での利活用というものを考えているのか、その方向性がどちらなのかなというふうにいつも感じるところがあるんです。その点について、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
○議長（佐藤健司）　遠藤総務部長。
○総務部長（遠藤裕文）　ただいまの再質問にお答えします。
　条例上につきましては、教室ごとの貸付けなどもできるというところでありますけれども、やはり長期の貸付けを想定しますと、ある程度財政面を考慮したところでの貸付けの方向で、小友小学校については検討を進めていたというところであります。
○議長（佐藤健司）　15番小松浩一さん。
○１５番（小松浩一）　財政上のというところも分かりますけれども、やはり地域にずっとあった校舎、建物というのは、普通の公共施設とはまた違う意味合いを持つものだと私は思います。ぜひ財政面だけでの一棟貸しとかということではなくて、地域にも還元できるような、地域に貢献するような利活用という方向性を考えていただければと思います。
　私、にかほ市の状況も聞いてきましたけれども、やはり無償貸借という形でやっていて、さっき一般質問の最中にも話しましたけれども、民間のほうにも貸しながらも地域貢献というような方向性もありますし、それも含めて、学校、閉校校舎の利活用というものが、地域の方々に寄与されるような、そして地域の方も喜んで、そして市の職員も喜ばれるような、そういうふうな利活用というものを、ぜひ今後検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
　最後、大項目４、矢島高校における学校給食提供の実現についてにつきまして、大変

前向きな御答弁をいただいたと思っております。何とか、いろいろな課題があるのは重々承知しております。ただ、羽後町のほうもそれをクリアしてここまで実施しているという実績もありますので、ぜひ市長からも熱い思いを県教育委員会のほうにもお話しいただいて、ぜひ、矢島高校での学校給食実現に向けて御尽力いただければと思います。やはり経済効果も多々あると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤健司）　以上で、15番小松浩一さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前10時55分まで休憩いたします。

午前１０時４２分　休　　憩

……

午前１０時５５分　再　　開

○議長（佐藤健司）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

11番堀井新太郎さんの発言を許します。11番堀井新太郎さん。

【１１番（堀井新太郎議員）登壇】

○１１番（堀井新太郎）　おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。改めまして、高志会の堀井新太郎でございます。

まず最初に、このたった数か月の間に、熊本地震や千葉県をはじめとする集中豪雨、また、昨日は、本市の親子都市の盟約を結んでおります福島県いわき市内においてアンダーパス内での浸水による死亡事故が発生してしまいました。被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

アンダーパスについては、この５日の地方紙によりますと、国土交通省は４日、千葉県の豪雨によるアンダーパスの冠水を受け、新たに全国の６か所で大雨が予想される場合の予防的な通行止め規制を導入したという発表がされておったばかりでございます。私は、地域の安心と優しさあふれる社会の実現に向けて、市政と市民を結ぶ補佐役に徹して行動してまいります。このたびの一般質問は、私自身が実際に市民として参加し、見聞きし、検証したものの内容でございますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、大項目１から質問させていただきます。

大項目１、中山間地域等直接支払制度に係る農業振興政策についてお尋ねいたします。中山間地域等直接支払制度について、市の見解をお尋ねするものです。

昨年度は、米の買取り価格が上がり、米農家は日頃の農作業の取組が認められたと誇りに思い、喜ばしい年であっただろうと思います。ところが今年、中山間地域等直接支払制度を利用される複数の農家から御意見がありました。せっかく頑張ってきて、今年も頑張ろうとやってきましたが、行政が試算するという、前年度の一定の所得を超えたら交付金が削られた、せっかく米価が上がったもののひどい話じゃないかという趣旨の内容でございました。私は、このことについて、この分野について、疎かったものですから、すぐ担当課にお伺いして、お聞きして確認いたしましたら、制度の交付対象の中に、水田において、急傾斜地の場合、10アール当たり２万1,000円、緩やかな傾斜のことであります緩傾斜地において、10アール当たり8,000円の交付金が得られるのですが、交付するか否かの基準の所得金額があり、約508万円を超えることにより交付金が

得られないという状況、制度を理解しました。

中山間での農業は負担が多く、所得制限を設けることに私は違和感を感じます。この約508万円は、同一都道府県内での都市部の勤労者１人当たりの平均所得を基準としておりました。頑張って取り組んだ分のリターンがあることで、農家は持続的に取り組んでいけると思いますし、また、新たに就農したい人もやってみようかと思えるでしょう。

国の制度でありますので、市と市議会の合同要望で、この事業については、制度は継続していただきたいということは、毎年お願いしているわけでございますけども、やはり農家のこの制度に対する思いや意見集約を行い、国や県に伝えるべき事項ではないかと思います。このような状況や意見について、市はどのように考えるのか、お伺いします。

続きまして、大項目２、熊・鳥獣対策について、中項目（１）「水と緑の森づくり税事業」を活用した整備事業についてお伺いいたします。

熊対策について、本市においては、今年度、秋田県100％補助事業である「水と緑の森づくり税事業」を活用して、やぶ払い等の予算を執行しております。８月の追加補正では、緩衝帯整備事業委託として、さらに９か所、熊が頻繁に出没している箇所や小学校周辺を中心に、やぶ払いや草刈りの予算228万2,000円を追加議決したところであります。

私は、委員会審査において、この事業を継続して最大限に活用し、必要箇所について実施を進めていただきたいとの趣旨の発言をしたところであります。先行実施をした小学校周辺のほか、特に、市内保育園、こども園の隣地のやぶ払いや中学校通学路付近の草刈りをセットで重点的にすべきと考えます。

最近は、熊被害対策や熱中症対策のため、屋外での活動は控えられているのが実情ではありますが、子供たちの成長には欠かせないものと考えます。市は、現在、どのような基準で緩衝帯整備事業を進めていくのかお伺いいたします。

大項目２、中項目（２）イノシシ等の被害の実態把握とその対処はについて、お伺いします。

近年、熊被害のみならず、イノシシ等の鳥獣被害も耳にするようになりました。実際に私自身、農家からの連絡を受けて現場を見てまいりました。そこでは、刈り取り前の水田を縦横無尽に走り回った形跡や、泥に体をこすりつけて畦畔が破壊された様子が確認できました。その際の対応は、市がくくりわなを水田に隣接する山際に仕掛けたようです。昨年は、国道７号沿線にある市消防署岩城分署付近に出没した形跡もあります。また最近では、畑を荒らし、収穫前のミョウガやキクイモ等の野菜を食い散らかす被害が発生しています。

先月８月25日も、水田農家から被害の連絡を受けて、早朝に現地を確認してきたところでございます。刈取りまで２週間と目前としながら、収穫前の稲穂が大きく倒され、サツマイモを食い荒らされた痕跡を目の当たりにしました。御本人からは、切実なお話をいただき、御自身で、犬の鳴き声を発するスピーカーの購入、電気の発光装置の設置など工夫されておられましたが、効果は限定的であるとのことでございます。

市では、今年度予算において、農作物を鳥獣から守るため、１件当たり10万円までの

電気柵設置補助事業を行っておりますが、その申請状況はどうなっておりますか。申請者から鳥獣被害を防ぐ手だてとなる現場からの意見集約は行われておられますでしょうか。熊の出没や被害についての情報は、市、県で毎日のようにデータ集約がなされておりますが、鳥獣被害についてのデータ集約はされておりますでしょうか。

短期的な視点で考えますと、電気柵でよいと思いますが、中長期的な視点で考えますと、人家や田畑に寄せつけない計画や対応を考えなくてはならないと思います。市長は、今後どのような方針を持って対応していくのかお伺いいたします。

大項目３、児童生徒のスクールバス等の送迎による体力低下についてお伺いいたします。

本荘地域を除く旧町の地域において、大内地域は除かれますが、基本１小学校１中学校として再編。今春、本荘東小学校が開校して、一連の学校統合は終了したと認識しております。統合後10年以上が経過した小学校もあり、児童生徒の通学手段は、スクールバスや由利高原鉄道利用が定着しました。また近年、熊の出没が常態化し、通学路付近に出没した場合、保護者の学校までの送迎が余儀なくされるなど、以前では考えられなかったことが続いております。

私は、以前の一般質問において、タブレット導入による児童生徒の目の健康について質問いたしましたが、同様にバス通学が始まる当時から、歩かなくなることによる児童生徒の体力面の低下の可能性や体調の不具合を危惧しておりました。歩くことで、体力がつくだけでなく、五感を働かし周囲を見ながら通学することで判断力や集中力がつくなどの効果があると思われます。

そこで、体力テストの結果から、バス通学前と比較し、どのように変化してきているのか、本市の状況を教育委員会に確認をさせていただきました。しかしながら、公文書保存年限のルールに基づき、当時の資料は処分されているようであり、比較はできないとの内容でございます。

その代わりに、直近３か年の比較を丁寧に作成していただいたものを提供していただきました。グラフでとても分かりやすい内容で大変感謝しております。

その資料を見ますと、結果、直近３か年では大きな差異は見られませんでした。私が懸念した体力低下について、データでの検証はできませんでしたが、体力低下を補完するような近年の具体的な取組がございましたら教えてください。お伺いいたします。

また、市側も、保存年限に限らず、データを保存し、中長期的に注視すべきと考えます。この地域の未来を担うであろう児童生徒の健康は、我々今の大人の責任でないかと強く感じます。このことについて、市はどのように認識されているのかお伺いいたします。

大項目４、消防団活動における環境整備について、中項目（１）市民の理解醸成についてお伺いいたします。

以前の一般質問において、市民と消防団の連携について質問したことがあります。市は、地域ごとに自主防災組織を立ち上げ、毎年の避難訓練を行っているところですが、いま一度、市民の消防団活動の認知度の向上のため施策を講じなければならないと思い、質問いたします。

本市の消防団員は、本年度において1,246名。合併直後の平成17年４月、1,676名と比

べて大幅に減少し、少子化と団員の高齢化により負担が大きくなっております。この状況により、所属する団員の心理的、体力的、社会的負担も大きくなっているだろうと思われます。消防団は、火災などの災害から市民の生命・財産を守る役割を担うとともに、河川の氾濫による被害を食い止める水防団の役割もございます。

２年前の本市を襲った大雨被害では、一級河川子吉川の氾濫での活動、毎年行われる市水防訓練では、団員を対象に災害時に対処するためのロープの結び方、河川が決壊した場合のシート張り工法、土のう積み工法など、災害時における多様な講習会が行われ、地域は私たちが守るという熱い思いで支えられております。

このことから、市は、いま一度市民に対して消防行政を明確にアピールすべきと考えます。その意味では、今年度、市の操法大会の会場を、県消防学校から多くの市民の目に触れられるナイスアリーナ駐車場に変更されたことは意義があるものだと私も感じております。

私は以前、他人事のように語られた、消防団に所属する方は大変だという言葉を聞き、胸を痛めたことがあります。私は、消防団活動の周知として、市の操法大会の会場を各地域に持ち回りする考えも、アイデアとしてそのときに浮かびました。

市は消防団活動について、今後、どのような形で周知し、市民の理解を得られていく行動をとっていくのか、市の方針をお伺いしたいと思います。

大項目４、中項目（２）消防団格納庫に常設トイレの設置についてお伺いいたします。

本市内の消防団格納庫は、全地域において121か所であります。そのうちにトイレの設備があるのは91か所であります。残りの30か所はトイレの設備がないという報告。お尋ねしたところ、そのように回答いただきました。そのトイレ設備のない消防団格納庫のうち12か所は公民館等が隣に併設されており、トイレの利用や活動の打合せは、そこで行われております。残りは、全くトイレ設備や併設の公民館等がない18か所となっております。

近年、自然災害が激甚化し、自助、公助、共助が叫ばれる中、防災施策はますます重要なものとなり、一方で、少子高齢化を背景に、地域防災の要となる消防団員の確保は男女を問わずに団員募集をしている中、トイレ設備は必要不可欠な基本条件として考えられるのではないでしょうか。

また、直近の熊本地震や千葉県を襲った大雨被害対応を考えれば、各地域を網羅する消防団格納庫のトイレ設備は、災害時の一時避難後において一般市民も利用できる重要なインフラ設備になろうかとも感じます。

現在、公民館を指定管理する町内会の諸事情で、消防団格納庫に併設された公民館が用途廃止され、トイレの利用ができなくなるところも出てまいりました。

以上のことから、消防団格納庫の常設トイレの設置は、私は必須事項と思います。市の方針をお伺いいたします。

以上、大項目４点についてお尋ねいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

【１１番（堀井新太郎議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司）　当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　それでは、堀井新太郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、中山間地域等直接支払制度に係る農業振興政策についてにお答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金制度は、傾斜地が多いなど、農業生産上の条件が不利な中山間地域において、農業や農地の維持に取り組む集落等を支援するものであります。

制度の目的としては、対象農地の傾斜や面積に応じて算定した交付金の交付によって、耕作放棄地の発生防止や水源涵養など、農業・農村が持つ多面的機能の維持を図ろうとするものとなっております。

この制度においては、組織の中核的リーダーに位置づけられるなど、一定の要件に該当する場合を除き、所得基準を超えた農家については、交付金の交付がなくとも農業生産活動等を継続できるとされ、交付の対象外とすることが、国の基準として定められております。

本市の現状といたしましては、昨年度は米価の上昇もあり、農家の皆様にとっては日頃の努力が報われる喜ばしい状況であったものの、その結果として、所得が増加し、所得制限基準である508万円を超え、交付の対象外となった農家が47戸となっております。

規模拡大など経営努力を重ね、所得が向上した結果、交付の対象外とされることについては、農家の皆様から戸惑いの声や割り切れないといった御意見も寄せられていることは、市として十分承知しております。

もとより、本制度は、条件不利地でも、農業生産活動を継続し、農地を維持していくためのものであり、交付金がなくとも必要な活動を継続できる農業者を対象とすることは、制度の趣旨に合致しないものであり、所得基準によって対象外の農家が生じることは、一定程度やむを得ない面もあると認識しております。

市といたしましては、農家の皆様の声にしっかりと耳を傾け、現場の実情や率直な思いを受け止めながら、制度の趣旨や運用について、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、２、熊・鳥獣対策についての（１）「水と緑の森づくり税事業」を活用した整備事業についてにお答えいたします。

近年、市内各所において、人里への熊の出没と目撃が頻発しており、市民の皆様の安全性が脅かされているほか、特に、通学路や保育・教育施設の周辺における出没については、子供たちの安全な通学や屋外活動に深刻な影響が懸念される状況にあります。

こうした状況を受け、本市におきましては、被害防止と危険箇所の解消を目的として、秋田県の「水と緑の森づくり税事業」や各鳥獣被害対策事業などの財源を積極的に活用しながら、緩衝帯の整備などにより、見通しを確保して、熊との突発的な遭遇を未然に防ぐための対策を進めているところであります。

御質問の「水と緑の森づくり税事業」につきましては、県の事業要領等により、森林法に基づく「森林」を対象に、緩衝帯整備を実施するものとされており、実施エリアが限定的なものとなっております。

こうした制約もあり、この税事業により、緩衝帯整備を実施する基準としては、森林であることを前提とした上で、過去に熊の目撃・出没件数の多い箇所や、小中学校・保育施設周辺、通学路等に隣接する森林などを優先して選定しており、今後も関係機関や

地域と情報共有を図りながら計画的に進めてまいります。

市といたしましては、草刈りや環境美化が出没抑制に効果的であることから、森林エリアに限らず、リスクのある地域の緩衝帯整備にも積極的に取り組むこととしており、石脇自歩道周辺におきましては、指定管理鳥獣対策事業交付金を活用して緩衝帯整備を実施しているところであります。

今後とも、緩衝帯整備につきましては、「水と緑の森づくり税事業」の活用をはじめ、各鳥獣被害対策事業についても最大限に活用しながら、危険箇所の解消を図り、市民の安全確保に努めてまいります。

次に、（２）イノシシ等の被害の実態把握とその対処はについてお答えいたします。

秋田県におけるイノシシの農作物被害は、平成28年に三種町で初めて確認されて以降、年々増加している状況であり、農作物被害のみならず人身への危害も懸念されることから、被害防止の手だてを早急に講じていく必要があると認識しております。

御質問のありました電気柵設置補助につきましては、令和４年度から農作物等獣害防止対策事業により支援を行っているところであり、令和８年度においては、８月末現在で、申請件数は21件、そのうち電気柵設置に係る申請は17件、補助額は86万4,000円となっております。

また、近年、イノシシによる農作物被害が増加していることから、農家の皆様からの要望に応え、令和８年度より水稲、そば、花卉を補助対象品目に追加し、より幅広く御活用いただけるよう制度の拡充を図ったところであります。

次に、農作物被害の実態把握につきましては、農家からの被害相談や農作物等獣害防止対策事業の活用相談、現場確認などを通して、被害を受けた品目や規模、さらには原因となる鳥獣の情報などを的確に収集、把握しております。

農作物の獣害対策は、単に農業者の所得を守るだけにとどまらず、営農意欲の維持や離農防止、さらには農地の維持・保全にもつながる重要な取組であると認識しており、市といたしましては猟友会の御協力をいただきながら、くくりわなや箱わなによる有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、電気柵の設置などの獣害対策事業の促進に努めてまいります。

また、中長期的な対策といたしましては、イノシシ等を人家や田畑に寄せつけない環境づくりも重要であることから、獣害対策の先進事例を参考にして、効果的な対策について検討してまいります。

市といたしましては、ＪＡや農業共済組合、猟友会等の関係機関と連携した被害状況の把握に努めるとともに、効果的な被害対策について模索していくほか、地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害の防止対策を推進してまいります。

次に、３、児童生徒のスクールバス等の送迎による体力低下については、教育長からお答えいたします。

次に、４、消防団活動における環境整備についての（１）市民の理解醸成についてにお答えいたします。

消防団は、火災対応にとどまらず、風水害時の警戒や避難活動、地域の防災訓練、広報啓発活動など、地域防災力を支える要であり、市民の生命、身体、財産を守る重要な役割を担っております。

また近年は、異常気象による自然災害が激甚化、頻発化しており、消防団に求められる役割は、ますます大きくなっていると認識しているところであります。

一方、消防団員数につきましては、堀井議員の御指摘のとおり、合併直後と比べ、人口減少の影響もあり、年々減少傾向にありますが、団員一人一人は、自分たちが地域を守るという強い使命感を持ち、消防団活動に尽力いただいていると感じております。

御質問の消防団活動の周知につきましては、消防・防災活動の内容や必要性を広く市民の皆様へお伝えすることは、大変重要なことと捉えており、春・秋の火災予防運動や各分団の消防訓練大会、防災訓練などを市広報やホームページ等で周知するとともに、産業祭等で開催されているイベントでの放水体験や消防車への乗車体験を行いながら、消防団の活動内容を記載したチラシを配布し、団員募集も行っております。

さらには、消防団活動に対し、積極的に協力している事業所を対象とした消防団協力事業所表示制度や、消防団を応援していただいている飲食店等による消防団応援の店事業を通して、消防団活動を支える環境づくりに努め、団員確保対策を進めているところであります。

また、今年度、市消防訓練大会の会場を、県消防学校から総合防災公園ナイスアリーナへ変更したことにつきましては、より多くの市民の皆様の目に触れやすい場所で開催することにより、消防団活動を身近に感じていただき、団員確保や地域防災意識の向上にもつながると考え、市消防団幹部と協議を重ねた上で決定したものであります。

御提案のありました市消防訓練大会の会場を、各地域で持ち回り開催することにつきましては、消防団活動を周知する上で有効な方策の一つであると考えますが、大会を実施するための会場や駐車場の確保といった課題もあることから、市消防団幹部と協議し、開催の可能性について研究してまいります。

消防団は、市の消防・防災活動にはなくてはならない重要な組織でありますので、引き続き、市広報やホームページ、ＳＮＳを活用し、活動内容の周知を図りながら地域防災力の向上につなげる取組を充実してまいります。

次に（２）消防団格納庫に常設トイレの設置についてにお答えいたします。

消防団格納庫は、災害発生時に消防団員の集結場所であり、車両・資機材の保管や長時間に及ぶ災害対応の際は、団員の一時的な休憩場所としても使用する重要な活動拠点であります。

現在、本市で維持管理している格納庫は、トイレ、休憩室等のついた拠点型と、トイレがなく車両や資機材を保管する車庫型に分類され、拠点型格納庫が91棟、車庫型格納庫が30棟となっております。このうち車庫型格納庫12棟については、隣接する町内会館等のトイレを借用しているほか、18棟については、最寄りの拠点型格納庫や公共施設のトイレを利用しているところであります。

消防団格納庫については、人口減少などを踏まえた組織再編とあわせ、格納庫の在り方についても検討を進めているところであり、将来的にはトイレ、休憩室を備えた拠点型への集約が必要であると考えております。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、令和６年７月の豪雨災害のように長時間にわたる災害対応を強いられた場合、消防団の安全・安心を確保するためにも活動拠点となる格納庫の環境整備は重要であり、今後も消防団と協議しながら、必要な機能の充実

を図ってまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司）　土倉教育長。

【土倉新也教育長　登壇】

○教育長（土倉新也）　それでは、堀井新太郎議員の教育委員会関係の御質問３、児童生徒のスクールバス等の送迎による体力低下についてにお答えいたします。

体力低下を補完する具体的な取組につきましては、各学校において、長休みや昼休みに体育的行事と関連づけた運動を行っております。

例えば、春から秋にかけては、運動会やマラソン大会、駅伝大会などを見据えた走る運動、冬季には、縄跳び集会に向けた短縄や長縄の運動を実施するなど、学校行事と関連づけることで、子供たちは明確な目標を持ちながら意欲的に運動に取り組んでおります。

また、体育館に反復横跳び用のラインテープを設置したり、教室前の空きスペースに鉄棒を配置したりするなど、子供たちが日常的に運動に親しめる環境づくりを行っている学校もあります。

各学校では、体育主任を中心として、授業における十分な運動量の確保に努めるとともに、子供たちが主体的に運動できるよう様々な工夫や取組を進めているところであります。

次に、データの保存につきましては、公文書の保存年限に関する規定に基づき、引き続き適切に管理してまいります。

10年前と現在とでは、子供たちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化しており、今後もその変化は続くものと考えております。そのため、近年のデータの推移に加え、国や県のデータとの比較・分析を行いながら、現在の実態を捉え、今後も子供たちの健やかな成長につながるよう各学校と連携しながら支援に努めてまいります。

私からは、以上であります。

○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん、再質問ありませんか。

○１１番（堀井新太郎）　御答弁、大変ありがとうございました。何点か確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、大項目１の中山間地域等直接支払制度に係る農業振興政策についてでございますが、私自身も農業のちょっと見習いみたいなことを始めていまして、３年半ぐらいになりますけども、その中でいろんなことを、今覚えつつあります。

御答弁もいただきましたけれども、この制度は、農業生産条件に不利な中山間地域において国が支援する制度というふうに認識しておりますが、今回、私の質問に至った背景としては、去年の米の概算金が高かったためのイレギュラー的な要素があったのかなと思いました。

制度を調べていけば調べていくほど、当局から頂いた、あのパンフレットをちょっと拝見いたしましても、ちょっと分からないことがありましたので、先ほどの御答弁の中で中核的リーダーという言葉が出てまいりまして、私もまだまだ勉強不足です。この中核的リーダーが、この制度の中で大きな役割を担っていくというふうに捉えましたけども、すみませんけども、中核的リーダーの役割について、少し補足していただければと

思います。
○議長（佐藤健司）　湊市長。
○市長（湊貴信）　産業振興部長より答弁させます。
○議長（佐藤健司）　原産業振興部長。
○産業振興部長（原敬浩）　ただいまの堀井新太郎議員の再質問にお答えいたします。
　中核的リーダーと申しますものは、各集落において、集落全体の集落協定そのものの企画ですとか、立案調整。要は、まとめ役になっている方ということであります。
　いろんな集落協定をまとめる上で、合意形成だとかそういったところを果たす方を中核的リーダーと位置づけているというものでございますのでよろしくお願いいたします。
○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん。
○１１番（堀井新太郎）　よく理解できました。ありがとうございます。
　引き続き、この中山間の問題についてですけど、制度そのものが、きちっと細やかになっているために、日頃農業されております農家も、制度そのものがちょっと分からないようなところもあるのではないかと拝見、そういう認識であります。農家に対する説明、このたび、その所得制限508万円を超えた方に対する説明は、どのように現場では対応されていますか。お尋ねします。
○議長（佐藤健司）　原産業振興部長。
○産業振興部長（原敬浩）　ただいまの再質問にお答えいたします。
　このたび所得制限を超過された方への説明ということでよろしかったでしょうか。そういう認識でちょっとお答えさせていただきますけれども、今回、その基準の所得を超過した方というのは、実際には255名ほどいらっしゃいました。対象者の全員に文書を送りましたほかに、該当する協定の代表者の方々にも文書を送付しまして、最終的に本人、あるいは協定の代表者と連絡を取りながら、この制度の説明、その交付対象となる、ならないかというような具体的なところを、中核的リーダーになっているのかとか。
　それからもう一つ、該当にならない要件として大きなものは、農家従事者１人当たりの所得が、先ほど言われた508万円ですので、家族で従事している場合には家族で割ることができますので、例えば1,000万円であってもお２人でやられているとすれば500万円というようなこともありまして、そういった所得の従事者の関係などを確認するという作業を行って、先ほど市長が答弁した最終的な人数ということになっているところでございます。
○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん。
○１１番（堀井新太郎）　大変よく説明していただきました。ありがとうございます。このような形でされているということでございましたので、引き続き農家の皆様には寄り添っていただき、農家の皆様も、日本の食は私たちが守るという気構えでやってくださっていると思いますので、どうぞよろしくお願いします。
　それでは、次ですけれども、大項目２番、熊・鳥獣対策について、中項目（１）「水と緑の森づくり税事業」を活用した整備事業について再質問いたします。
　先ほど答弁を聞かせていただきましたけども、私も思いますけども、やはり秋田県

100％の補助事業、森林法に基づく事業ということで、やはり100％お金を頂くわけですから、その辺の制約、ルールも厳しいかなというふうに思っております。

ただ、市民の方からすれば、いかなる状況、財源であっても、まず危ないところは刈っていただきたいというお気持ちも十分分かりますので、その辺のできること、できないことをはっきりさせながら進めていただきたいと思いますけれども。

先ほど答弁の中で、私がお伺いした事業のほかに、石脇自歩道周辺において、指定管理鳥獣対策事業交付金を活用して、緩衝帯の整備に当たるというお話でございましたので、すみませんが、もう少しこちらの指定管理鳥獣対策事業交付金なるものの制度の内容を少し教えていただければと思います。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司）　原産業振興部長。

○産業振興部長（原敬浩）　ただいまの再質問にお答えいたします。

指定管理鳥獣対策事業交付金につきましては、ニホンジカやイノシシ、そしてツキノワグマ等の出没防止対策ですとか、それから捕獲、あるいは専門的な人材育成、啓発活動といったようなものが対象鳥獣に対応した事業ということで、可能な交付金ということになっております。

ツキノワグマ等は、令和６年から対象鳥獣に指定されており、本市でも緩衝帯整備のほかに誘因樹木の伐採、あるいは装備品の購入ということで、事業費を拡大して対策の強化に努めてきたというところであります。

今後も、この交付金を活用しながら、熊等の捕獲、あるいは、今増えているのが市街地への侵入ですので、その対策ができるように、住民の皆様の安全・安心確保に努めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん。

○１１番（堀井新太郎）　大変ありがとうございました。

先ほどニホンジカという言葉も出てまいりまして、鳥獣というのは、くくれば鳥獣ですけども、最近はニホンジカやそれ以外の鳥獣の被害や出没も出てきておりますので、やはり何をするにしても財源が必要であります。利用できる財源、それを駆使していただきながら市民生活の安全を守っていただきたいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして、（２）イノシシ等の被害の実態把握とその対処はについてでございます。

今、電気柵の設置については、市の単独事業という認識で間違いないと思いますけども、市の単独事業ということは、この制度の事業のカスタマイズというか進化させていく。状況に対して、また手だてしていくためには、市の考え方一つでございますので、これを今、情報集約する内容を具体的に、また財源を含めて、どのようにこの制度をよりよいものにしていこうとされるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に産業振興部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司）　原産業振興部長。

○産業振興部長（原敬浩）　ただいまの再質問にお答えいたします。

堀井議員おっしゃるとおり、農作物等獣害防止対策事業につきましては、市の単独事業で実施しておりまして、電気柵などの侵入防止柵、あるいは鳥獣が嫌うような威嚇音などを発生するような装置、こういったもの、農地への侵入を防ぐ設備の導入を対象としているものでございます。

先ほど（１）でもございましたけれども、財源の確保という意味では、市単独でいろんなことをカスタマイズできるというのは、もちろんでありますが、やはり財源には限りがございますので、いろんな対策を今後進める上では、先ほどの（１）でも答弁した指定管理鳥獣対策事業交付金ですとか、各種利用できる制度を十分に活用しながら進めていきたいというふうに思っています。

なかなか市の単独事業のカスタマイズは簡単なんですが、それを広い市内全域で活用できるための予算というものは、なかなか難しい面もありますので、そういったところは、やはり国、県なりの事業を活用して、こういった鳥獣対策に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん。

○１１番（堀井新太郎）　大変ありがとうございました。やはり財源がつきものでございますので、この取組については、今後、もしかしたら、もうほかのところでも。うちの本市だけではないことだと思いますので、先駆的な取組になるかもしれません。そのときには逆に、県や国に、こういうことがあったという意見を出せるぐらいにまとめて磨き上げていただきたいと思います。

それでは、大項目４、消防団活動における環境整備についてでございます。

（１）市民の理解醸成について、先ほど私、１つの案としては出させていただきましたけども、消防大会の持ち回りについては、御答弁のとおりに幹部会がございますので、きちっと会場や駐車場の協議をされるということですので、それを絶対ということではなくて、私は「も」とつけておりますので、よりよい市民の理解醸成を図っていただきたいと思います。

すみません、再質問は（２）消防団格納庫に常設トイレの設置についてでございます。

先ほど、基幹型消防団格納庫について御答弁をいただきました。

私自身、かつて在籍していた消防団格納庫は基幹型で、市が建ててくださいまして大変感謝していたところでございます。

先ほど、今後は人口減少とかその動態や格納庫の再編もあって、基幹型の格納庫を整備しながら――基幹型というのは、トイレ・休憩室があるということでございます。私もそれは理解しておりますが、消防団の広域化に伴って、駐車場のスペースはどうなっているのかもちょっと気になるところであります。

消防団の軽の積載車ですね、小型化したことによって、有事の場合も、本来であれば大きい消防車両で数人乗り合わせて移動できたものが、運転手と助手席に座る方以外は自家用車で行くということも現実とはなっております。そこは今日は追及いたしませんけども、基幹型で集まってくるというときに、やはり駐車スペースも必要だなというふうには考えておりますけども、基幹型消防格納庫についての詳細、考え方を、いま一度教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤健司）　湊市長。
○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に消防長より答弁させます。
○議長（佐藤健司）　佐藤消防長。
○消防長（佐藤勝則）　ただいまの堀井議員の再質問にお答えいたします。
　拠点型ということで、地域に拠点となるトイレ等を設置いたしました格納庫を、今造らせていただいております。
　駐車場ということで御質問がありましたが、今、堀井議員おっしゃるとおり、車両の定員が４人となっておりますので、ある程度の駐車場スペースは確保できているなと思っているところです。
　今後につきましても、このトイレ付きの拠点型を整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
○議長（佐藤健司）　11番堀井新太郎さん。
○１１番（堀井新太郎）　ありがとうございました。私、先ほど、かつて在籍していながら拠点型ですね、基幹型というふうに質問しましたので訂正いたします。
　よく理解できました。このことは、私は市民の皆様にも、今後、伝えてまいりたいと思います。市民の安全・安心、優しさあふれる地域社会を目指して取り組んでまいりたいと思います。
　私の一般質問は、以上となります。大変ありがとうございました。
○議長（佐藤健司）　以上で、11番堀井新太郎さんの一般質問を終了いたします。
　この際、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５３分　休　　憩

……

午後　１時００分　再　　開

○議長（佐藤健司）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　９番小田彩さんが早退いたしましたので御報告いたします。
　一般質問を継続いたします。
　５番大友孝徳さんの発言を許します。５番大友孝徳さん。

【５番（大友孝徳議員）登壇】

○５番（大友孝徳）　こんにちは。市民一人一人が主役となり、市政に参加し、共に未来をつくるという理念の下、由利本荘市をみんなでつくる、みんなのまちに、これをテーマに活動しております、会派市民の窓口、大友孝徳です。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。
　私からも７月の熊本地震をはじめ、梅雨前線豪雨、千葉豪雨、北陸豪雨など、相次ぐ災害で犠牲となられた皆様に深く哀悼をささげます。また、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。
　今回は、本市の災害対策及び市民の皆様よりお寄せいただいた御意見などを加え、大項目４点についてお伺いいたします。
　大項目１、令和８年熊本地震を受けて。
　去る７月28日午後４時27分、マグニチュード7.1、最大震度７の令和８年熊本地震が発生し、総務省発表の８月25日時点での被害規模は、死者38名を含め合計406名の人的

被害、全壊1,671棟を含め合計２万6,914棟の住家被害が報告されております。

熊本県嘉島町に本市の危機管理課の職員が派遣され、酷暑の下、住家被害認定調査などの業務を担っていただいたそうです。本当にお疲れさまでした。

一方、本市には北由利断層があり、想定される地震規模はマグニチュード7.3、最大震度７、本市地域防災計画に記載された被害予測は、全壊棟数１万2,014棟、死者748人、負傷者3,551人、断水人口４万6,338人、停電世帯数２万4,212世帯と、先日の熊本地震を大きく上回る数値となっており、他人事ではございません。

特にこのたびの熊本地震は、酷暑時の発災であり、避難者が熱帯夜の中、エアコンのない体育館で雑魚寝する状況が報道されました。

そこで、担当部署である危機管理課へ、夏季災害時の熱中症リスクを踏まえた避難所の暑熱環境対策を中心に、現状を確認したところ以下でした。

指定避難所77か所のうち、エアコンが設置されているのは39か所。収容人数が多い小中学校の体育館にエアコンはないが、７月29日に、文科省より令和８年熊本地震における避難所としての普通教室等の活用について、これが通知されたため、避難者がエアコンのある普通教室で過ごせるよう、現場レベルでの連携確認は完了済みとのことです。

しかし停電時に、バックアップ電源によりエアコンを稼働できるのは、ナイスアリーナと総合体育館の一部のみでした。

そこで質問です。夏季災害時の熱中症リスクを踏まえた避難所の暑熱環境対策をさらに強化する方針はございますか。その財源として、国からの補助事業はございますか。

被災時に雑魚寝を強いず、プライバシー保護にも有効な段ボールベッドを、被災当日から使用できるような工夫はなされておりますか。

また被災者へ希望や勇気を与えるボランティア活動を早々に開始するために、どのような準備をされていますか。

当局の所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目２、広報紙ゆりほんじょうについて。

昨年11月11日の市議会全員協議会において、広報紙ゆりほんじょうの発行回数の見直しについて、この説明を受けました。

市民から広報紙に対する主な意見として、まず若い世代から、ホームページやＬＩＮＥで閲覧できるから紙広報は不要。そして行政協力員から、月２回配布が負担との声があったと紹介され、県内他市でも月１回発行が多勢を占めるため、事務・事業の見直しによる業務量の減少、発行経費の縮減、これらを目的に、４月から広報紙月１回発行を目指すとの説明でした。また庁内調査に基づいた懸念される事項と対応方針として、月１回発行によるページ数減少に伴う、発信できる情報量の減少、これが挙げられ、議員からの質問に対し、現在は月に20ページを２回発行しており、計40ページだが、４月からは月１回で36ページをめどとするとのことでした。

ところが、先日私のところに市民の方がお越しになり、広報ゆりほんじょうが月１回になって厚くなったけど、紙面が画一的で読みづらくなった。イベント案内を掲載してもらったけど、以前ほどの反応がないと残念がっておりました。

そこで月２回発行していた令和７年４月１日号から令和８年３月15日号までのページ

数を確認したところ、確かに年間480ページ、月平均40ページでした。

一方、月１回発行となった令和８年４月号からのページ数を確認したところ、４月号32ページ、５月号24ページ、６月号32ページ、７月号28ページ、８月号28ページで、一度もめどの36ページに達しておらず、月平均では僅か28.8ページしかございませんでした。

その結果、全体が画一的なレイアウトとなり、めり張りのない読みづらいイメージになってしまったようです。特に、以前は半月ごとに約1.5ページ、月平均３ページを使用していたイベント、行事の案内、こちらは月１回発行となってからは２ページ弱しか掲載されておらず、以前はお知らせの縦書き５段とは差別化された横書き３列で、イベントによっては写真データも掲載され、大変見やすく、イベントを主催する市民の方々に好評でしたが、現在は、お知らせの中に埋没する縦書き５段となってしまっております。これも市民の方々がおっしゃるイベント案内を掲載してもらったけど、以前ほどの反応がない、これの一因と考えます。

そこで質問です。昨年11月11日の市議会全員協議会で、月１回36ページをめどと説明されていたページ数が、ここまでのところ、月平均28.8ページとなっています。また、広報紙月１回発行に向けた基本的な考え方として説明された情報量の維持、めり張りのある情報発信、発信のタイミング、タイムリーな情報発信、紙面構成の分かりやすさ、手に取りたくなる広報、これらを達成するには、現在の月平均28.8ページでは足りないと考えますがいかがでしょうか。

表紙は改善され、とても明るいイメージに変わったのに、市政情報から、募集、相談、催し、その他、健康・子育てまでが画一的でめり張りが感じられません。特に市民の方々が頑張って開催しているイベント、行事の案内は、月２回発行時のレイアウトとページ数に戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。

私が言うまでもなく、自治体広報紙は、住民に必要な行政情報や地域情報を正確かつ公平に伝え、地域コミュニティーとの信頼関係を築くために発行されます。これを達成するためには、ページ数が増えても、それぞれのインデックスに合ったレイアウトを工夫すべきと考えますが、いかがでしょうか。

ページ数が増えれば経費も増えることが想定されますが、月１回発行への変更により、市民が読みづらく、不満に思われては本末転倒ですし、市民の皆さんが未来を発信できない広報では御愛読いただけません。当局の所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目３、公民館条例に規定する公民館等のテレビケーブル切断について。

本市の公民館条例には、各町内の公民館とは別に地区・地域公民館が指定されておりますので、そちらに関する質問となります。

先日、市民の方より、うちの公民館のテレビが見られなくなった。地区の皆でお金を出し合って寄贈したテレビなのに。市がＮＨＫの受信料を払いたくないから、テレビケーブルを切ったそうだ。うちの公民館は指定避難所なのに、災害時にテレビなしで本当によいのかとのお話を伺いました。私にとり初耳でしたので、すぐに当該公民館に伺い確認したところ、テレビは隅に置かれており、ケーブルは切られ、電源を入れても見られない状態でした。伺ったところ新年度早々に工事業者が来て、テレビケーブルを切

断したとの説明でした。このテレビが、住民からの寄贈か否かは不明とのことでした。

そこで、公民館の担当部署である教育委員会へ問い合わせたところ、市の経費節減の方針として、公民館を含む公共施設のＮＨＫ等の受信契約を見直しし、令和８年度より、旧本荘市内全ての７か所と東由利公民館の計８か所のケーブルテレビを解約した。解約に係る工事作業等については、外の電柱から建物の中に引き込んでいるケーブルを取り外し、保安器を返却した。工事費用はケーブルテレビ側の負担となっており、公民館側の負担はないとのことでした。

そこで質問です。市の経費節減の方針として、公民館を含む公共施設のＮＨＫ等の受信契約を見直しし、指定避難所でもある公民館のケーブルテレビを解約する。このことは、事前に当該地域の住民の方々に説明されていたのでしょうか。その中に、住民の方々より寄贈されたテレビはございましたか。

旧本荘市内７か所の公民館条例に規定する公民館は、いずれも指定避難所ですので、災害時の情報源として、テレビを視聴できる状態に戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後にＮＨＫ等の受信契約を見直しし、ケーブルテレビを解約した施設は前述の８公民館以外にもございますか。

当局の所見をお伺いいたします。

大項目４、不登校対策について。

私は先日、青森市教育委員会教育長の講演を聴講する機会に恵まれました。講演の題名は、誰ひとり取り残さない教育、不登校復帰率７割を実現した青森市でした。青森市が復帰率７割を実現した４つの柱は以下です。

１つ目としては、令和４年11月から開始された個別プログラムです。１人１台端末を活用し、オンライン授業・ＡＩドリルを含む在宅学習を提供し、不登校でも学びを止めないこと、これを徹底した結果、学習の遅れによる不安を軽減し、学校復帰の心理的ハードルを下げる効果が得られたそうです。

２つ目は、校内教育支援センターの設置です。令和６年度には全小中学校61校に設置を完了しました。これは、学校には来られるが教室には入れない、そんな児童生徒の居場所であり、ここから教室復帰するケースが多数あったそうです。

３つ目は、令和７年度から開始された不登校等特任校です。青森市の最大の特徴がこの制度です。市内どこからでも入学・転入学できる不登校専門校を令和７年度に６校、令和８年度には８校へ拡充設置した結果、入学・転入学者が小学校14名、中学校12名の計26名に上りました。26名の児童生徒が不登校にならずに、学びの場所を確保したことになります。

４つ目、最後はチーム学校による早期発見・早期支援です。青森市は児童生徒の些細な変化を見逃さず、全校体制で支援します。こう明言した上で、児童生徒の些細な変化を全教職員で把握し、家庭・地域のみならず、医療・福祉・地域若者サポートステーション・フリースクール等関係機関と連携しているそうです。また、情報交換会を県教育相談課・ＰＴＡ・福祉部など、年１から２回開催し、学校だけで抱え込まない体制、これを市が構築しているそうです。

青森市は、工藤教育長が就任された令和４年度から一つ一つ施策を積み上げ、これだ

けの成果を挙げています。

一方、本市の状況を確認したところ、令和５年度に既存の３つの教育機関を統合し、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現に向けた教育支援体制の構築、これを目指し、由利本荘市教育支援センターふれあい教室が設立され、児童生徒や教職員、学校、保護者への包括的な教育支援を行っており、不登校傾向児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒の割合は減少傾向にあるとのことでした。

そこで質問です。現在の由利本荘市教育支援センターふれあい教室の取組を一歩前進させ、校内教育支援センターに進化させるお考えはございますか。青森市の実績では、学校に来られる児童生徒を教室に戻す校内教育支援センターの設置が最も有効なようです。空き教室を利用し、地域の方々に御協力をお願いすれば、低予算での設置も可能と考えますが、いかがでしょうか。

また、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現に向けた教育支援体制の構築、これに向け、新たに取り組む施策はございますか。

まちをよくするためには、よい教育、よい学びの環境、よい小中学校が欠かせません。当局の所見をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

【５番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司）　当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、令和８年熊本地震を受けてについてお答えいたします。

令和８年７月28日に発生した熊本地震におきましては、猛暑が続く厳しい環境の下、避難所における熱中症リスクへの対応など、避難者への良好な生活環境の確保が最優先の課題となっており、本市にとりましても、暑熱対策は緊急な対策が求められる重要な防災課題であると認識しております。

御質問の夏季災害時における避難所の暑熱環境対策の強化方針及び財源についてでありますが、本市の指定避難所77施設のうち、39施設の避難スペースには冷房設備が完備されておりますが、収容者を多数確保できる小中学校の体育館などには冷房設備は未設置となっております。

本市の避難所運営マニュアルでは、大規模災害が発生し、小中学校に避難所を開設した際、体育館の収容人員を超える場合などには、児童生徒の個人情報の保護に配慮しつつ、普通教室等も使用することとしておりますが、夏季の災害をはじめ、状況に応じて、避難者の人数にかかわりなく、避難の初期段階から冷房設備が整っている普通教室等を活用し、避難者の受入れができるよう取り組んでまいります。

さらに、冷房設備が完備されている各総合支所につきましても、機構改革に伴い生じた空きスペース等の有効活用を視野に入れながら、指定避難所として追加できるよう検討してまいります。

また、暑熱対策の一環として、設置及び移動が容易なスポットクーラーを導入する自治体も見受けられますが、例えばバスケットボールコート２面規模の体育館全体を冷却するためには、機器本体の調達費用に加え、電源増設等の工事費が必要となり、１施設

当たりおおむね1,000万円程度の経費を要するものと見込まれ、さらに、対象となる施設が多く、恒久的な財源措置も見当たらないことから、冷房設備のない指定避難所へ一斉に整備を進めることは容易なことではなく、慎重な検討が必要と考えております。

国では、地域防災計画において、指定避難所となっている小中学校体育館等へのエアコン設置率を、2035年度までに100％とする目標を前倒しする方向で調整中との報道もあり、その動向を注視しているところであります。

本市といたしましては、今後も国の補助制度や財政支援措置に関する情報を、適時・適切に把握するよう努めながら、暑熱対策を含めた避難所環境の整備に向け、引き続き検討を進めてまいります。

次に、被災当日から段ボールベッド等を使用できる工夫についてでありますが、床からの熱遮断やエコノミークラス症候群・雑魚寝による健康被害の防止並びにプライバシー確保のため、本市では現在941台の段ボールベッドとプライバシー確保用の室内テント1,376張を、市内各地の防災拠点23か所に分散配備しております。

このように、市内各所に分散配備することにより、最寄りの指定避難所への迅速な搬入が可能であり、被災後速やかに使用できる体制としております。

最後に、ボランティア活動の早期開始に向けた準備状況についてでありますが、本市では、市社会福祉協議会と協定を締結し連携体制を構築しており、整備済みの災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、由利本荘市総合防災訓練において、毎年開設訓練を実施するなど、災害ボランティアセンターの迅速かつ円滑な設置、運営に向けた準備を継続的に進めております。

あわせて、県においても、秋田県災害福祉広域支援センターと連携し、各被災地をバックアップする体制を整備しており、今後とも、これら関係機関との密接な連携の下、災害発生時におけるボランティア活動の円滑かつ早期の開始に向け万全を期してまいります。

本市といたしましては、避難所の暑熱対策や段ボールベッド等の活用、ボランティアとの連携など、多様化する災害リスクに対応する実効性の高い防災・減災対策が極めて重要であると認識しており、今後とも、市民の皆様の生命と健康を守り、安心して避難生活を送れるよう、ハード・ソフト両面からの整備を着実に進め、関係機関と連携した防災体制の一層の強化に努めてまいります。

次に、２、広報紙ゆりほんじょうについてにお答えいたします。

広報紙に求められる役割につきましては、行政情報を伝達するだけではなく、市民の皆様が地域社会に主体的に関わるためのきっかけとなる情報を提供するという大切な役割を有しており、広報紙による市民との情報共有は、市民と行政が協働するための基盤になるものと考えております。

こうした広報紙に求められる機能の維持向上を図りながら、近年の印刷費や用紙代の高騰をはじめとする発行経費の増大などを背景に、本年４月より月１回の発行としたところであります。

広報紙の編集に当たっては、情報量の維持や発信のタイミング、手に取りやすく分かりやすい紙面構成といった、親しみやすく、気軽に手にしていただける広報紙づくりを念頭に取り組んできたところであります。

御指摘のページ数につきましては、二つ折りという構造上、４ページを一組として構成する必要がある中、各号、市政情報を中心に掲載の希望があった記事の数や情報量に応じて必要なページ数を確保の上発行しているところであり、実務的には、全体の情報量を見据えながら、バランスよく記事を掲載することを念頭に置きつつ、総ページ数を決定するプロセスが大変難しいものとなっております。

もとより、ページ数の削減を第一としているものではないことも御理解願います。

今後とも、必要な情報をタイムリーに提供することを心がけてまいりますが、月１回の発行に伴い、ページ数が増えたことを踏まえ、紙面構成の分かりやすさという視点から、新たにインデックスを加えたところであり、今後とも一つ一つの記事について、ページ数全体への影響を踏まえながら、できるだけ伝わりやすい構成とレイアウトに努めてまいりたいと考えております。

なお、御指摘のイベント、行事案内のページ数については、昨年度の月２回分で平均2.76ページとなっているのに対し、４月以降の実績を見ますと、平均2.4ページになっているほか、掲載された記事数についても、昨年度の月２回分の平均が18.16件、今年度のこれまでの実績では平均18.4件となっており、月１回発行に伴った掲載状況に大きな変化があるとは言えない状況となっております。

いずれにいたしましても、広報紙は掲載内容が分かりやすく市民に伝わることが最も大切なことでありますので、画一的な対応で終わることなく、記事数、情報量などを十分に踏まえながら、めり張りのある紙面構成に努めてまいります。

次に、３、公民館条例に規定する公民館等のテレビケーブル切断についてにお答えいたします。

初めに、市の施設におけるテレビの設置につきましては、昨年度の全国的なＮＨＫ受信料をめぐる公用車のカーナビ問題に端を発し、市として見直しすることとし、各施設におけるテレビの契約についても、併せて見直しを行ったところであります。

この見直しの基本的な考え方といたしましては、多くの市民が利用し、また地域の拠点的な施設となっているなど、必要性が高いと認められる箇所についてはテレビを存続させることとし、一方、常時市民の利用がないなど、テレビがないことによる影響が比較的小さいと見込まれる施設については、原則受信契約を解約することとしたものであります。

この取組は、財政負担の軽減を図るため、事務・事業の見直しの一環として行ったものであり、昨年度まで市の施設において、テレビの視聴が可能であった施設は、本庁舎や総合支所など101施設、157台でありましたが、現在は69施設、86台となっております。

見直しの結果、廃止したテレビの数が71台、ケーブルテレビの解約件数については32件となっており、経費削減効果としては、年間で100万円ほどとなっております。

次に、指定避難所における設置状況についてでありますが、本市には77か所の指定避難所がありますが、そのうち48か所にテレビが設置されており、小中学校のほか、比較的大きな集会施設や出張所が中心となっております。

また、指定避難所におけるテレビの役割については、確かに即時性というテレビの有する特性は、情報収集の上ではメリットがあるものではありますが、広い避難所に１台

のテレビでは、情報伝達の面では限界があり、現実的には避難所に配置される職員を通じて行うことが一般的な取り扱いとなっております。

災害発生時の初動対応として一番重要なことは迅速な避難行動でありますが、自治体からの避難指示や避難所の開設情報といった重要な情報については、Ｌアラート災害情報共有システムにより、テレビやラジオ、スマートフォンのアプリなどの様々な媒体を通して地域住民に届けられる仕組みとなっております。

中でもテレビについては、Ｌアラートを通しテレビを視聴していながらにして災害情報が入手できるなど、即時性の面で大きな効果を発揮していることは確かではあります。

一方で、指定避難所が開設された場合には、市の職員が常駐した上で、地域に必要な情報をリアルタイムに双方向で整理・確認ができるなど、常に状況把握と情報共有が可能となっていることもあり、国のガイドラインや県、市の地域防災計画上、テレビは必置とされておらず、現にテレビのない避難所も29か所となっております。

こうした状況を踏まえつつ、各施設において設置見直しに係る基本的な考え方に基づきながら、施設ごとの状況を総合的に判断した上で受信契約の解約に至ったものであります。

今後ともテレビのない指定避難所に対しては、テレビがないことによる不安が生じることのないよう、ラジオやインターネットなどの多様な代替手段を活用しながら、避難された皆様に対し、対応を行ってまいります。

なお、公民館に関する御質問につきましては、教育長からお答えいたします。

次に、４、不登校対策については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司）　土倉教育長。

【土倉新也教育長　登壇】

○教育長（土倉新也）　それでは、大友孝徳議員の教育委員会関係の御質問３、公民館条例に規定する公民館等のテレビケーブル切断についてにお答えいたします。

さきに、市長が答弁で触れましたとおり、財政負担の軽減を図るため、事務・事業の見直しの一環として行ったものであり、見直しの基本的な考え方の下、市内の資料館、美術館、図書館、公民館など16施設のＮＨＫ及びケーブルテレビの受信契約を解約したところであります。

公民館におけるテレビについては、あくまでも公民館サービスの１つとして設置されているものでありますが、常時視聴されている現状になく、撤去しても支障がないと判断したことから、今回テレビの受信契約を解約したものであり、特に住民の皆様へ事前に説明を行った経緯はありません。

また、今回受信契約を解約し、放送を受信できなくなったテレビの中には、住民の方々から寄贈されたテレビはございませんでしたが、公民館建設時に工事の施工業者様から寄贈していただいたものが２台含まれていることを確認しております。

テレビの受信契約を解約した公民館のうち、本荘地域の７施設が市の指定避難所に指定されております。災害発生時の初動対応として迅速な避難行動が上げられる中、まずは、各家庭等でのテレビを通じた情報収集が自宅から避難する際の判断には大きな役割

を果たすものと認識しております。しかしながら、指定避難所が開設された場合には、市の職員が常駐しており、市から発出される災害関連情報は、避難者の方と直ちに共有することとなっており、また、インターネット上の情報をモニター等に映し出すなどによる対応も可能であり、こうした取組により、避難者の方へ必要な情報を迅速に提供できる環境を整備してまいります。

次に、４、不登校対策についてにお答えいたします。

市では、令和５年度にカダーレ内に教育支援センターを設置し、その機能の１つである本荘ふれあい教室において、不登校傾向にある児童生徒への学習支援や教育相談を行うとともに、保護者からの電話などによる相談にも対応しております。

不登校傾向にある児童生徒への支援につきましては、児童生徒一人一人の状況や思いに寄り添いながら、多様な学びの機会を確保し、社会的自立に向けた支援を行うことが重要であると認識しております。

また、こうした支援には、継続的な状況把握や関係機関との連携、個人情報への配慮等の専門性が必要であることから、現在は地域人材の活用はせず、学校の教職員や教育支援センターの指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援体制を基本としているところであります。

各学校においては、校内教育支援センターという名称とはしておりませんが、図書館や保健室、空き教室等を活用した居場所づくりに努めており、児童生徒が安心して過ごしながら学習に取り組めるよう教員が支援するとともに、悩みや不安に対する相談にも応じるなど、児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行っております。

また、新たな取組として、昨年度から本荘ふれあい教室の指導員が学校を訪問し、教室に入ることに抵抗感を抱える児童生徒への学習支援や相談対応を行っているほか、保護者との面談を通して、その状況を踏まえた教職員への助言など、学校と連携した支援に取り組んでおります。

こうした学校や本荘ふれあい教室における取組により、不登校傾向にある児童生徒への支援に一定の成果が見られているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も本荘ふれあい教室における学習支援や教育相談、指導員による学校等への訪問支援の充実を図りながら、学校、家庭及び関係機関との連携を一層強化し、児童生徒一人一人に寄り添った支援に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○５番（大友孝徳）　お二方からの丁寧な御答弁、誠にありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

大項目１、令和８年熊本地震を受けて。

こちらの御答弁で、段ボールベッド、現在941台という数字がございましたが、地域防災計画に記載された北由利断層地震による被害予測は、断水人口４万6,338人、これを考慮すると。また、全壊戸数１万2,014棟。これらの数字と比較すると941台というのはあまりにも少ない台数で正直ちょっとびっくりしたんですけど、これを増やすような計画はございませんか、その理由も含めてお教えください。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。
○議長（佐藤健司）　渡部危機管理監。
○総務部危機管理監（渡部友善）　大友議員の再質問にお答えいたします。
　この段ボールベッドの件でありますが、実はこの段ボールベッドの備蓄数につきましては、県内でも由利本荘市は、実は備蓄数が多いほうであります。実はこの段ボールベッドといいますのは、大規模災害、大友議員が想定しているマグニチュード７クラスの北由利断層等の被害であれば、当然、災害救助法等が適用される、もう国が全力をもって当たるような災害になりますので、そうした場合はプッシュ型支援といいまして、こちらの自治体の要望を待たずに、国のほうから、もうそういった必要な物、必要であろう物がどんどん推進的に送られてくるというような状況もあります。
　普段からじゃあ被災者数を持ってたほうがいいんじゃないのという当然御意見もありますが、ただ、それをむげに保管していても、当然段ボールですので劣化もしますし、であれば、必要な数を保管しておきまして、あとはそういった国、県等からの共同備蓄品等を受け入れて対応するのが、財政的にもいいのかなという所見であります。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　御答弁ありがとうございます。
　この941台というのが、今おっしゃった必要な数を保管しているということに一致しますか。941台で必要な数は足りるんですか。
○議長（佐藤健司）　渡部危機管理監。
○総務部危機管理監（渡部友善）　再質問にお答えいたします。
　あくまでも初動におきまして、初動段階で必要とされる方、当然体が弱い方とか高齢者とか、そういった方々を優先にして配付いたしまして、事後、ある程度体が若い人とか、丈夫な方等につきましては、当初の段階では、ある程度我慢と言ったら失礼なんですけども、ちょっと優先順位を下げていただきまして、あとは国の支援を頂いた物を順次配付して、良好な避難所の生活環境を整えていくというのが大体計画となっております。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　危機管理監も御存じと思いますし、私も質問させていただいていますが、被災した当日そこが一番辛いと思うんです。そのときに、このたびの熊本地震においては、普通教室の使用も、御指導もございませんでしたので、熱帯夜のもう30度以上あったんじゃないかというような、それに人いきれもあったと思います。その状態で被災者の方が雑魚寝している、その様子が報道されました。それを見て質問させていただいた次第です。
　ですので、国からのプッシュ支援が届くから、941台で何とかなるだろうではなくて、財政的な部分は重々承知しておりますが、その少しでも積み上げを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。
○議長（佐藤健司）　渡部危機管理監。
○総務部危機管理監（渡部友善）　再質問にお答えいたします。
　ちょっと繰り返しになりますが、他市の状況等ももう一度調査等いたしまして、過去の災害等でどうであったか等の事例等も参考にしながら、ちょっと引き続き研究等して

まいります。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　ありがとうございます。県内他市よりも多いということでしたけど、私たちが今立っているこの真下に断層があるという市はそんなにないので、その辺も含めてぜひ御検討されますよう、よろしくお願いいたします。
　続きまして、大項目２、広報紙ゆりほんじょうについて。
　画一的な対応ではなく、これからもインデックスに合ったレイアウト等を検討されるという御答弁でした。ありがとうございます。その中に、特に私が質問させていただきました、市民の方々が頑張って開催しているイベント、行事の案内、これ昨年同様のページ数で、昨年よりも微増の件数であったということですけども、私が大分調べましたし、見ました。去年のものと今年のものを比較しながら。１行事当たりのスペースがやっぱり小さいんです。写真もございませんし。それを別に36ページ以上増やしてくださいと言っているんじゃないんです。36ページのめどの範囲内で結構ですから、先ほど申しましたとおり、レイアウトを変えるとか、写真も入れるとか、その辺の善処は、４ページごとのレイアウトが大変だとは思いますが、その中でも可能だと考えます。いかがでしょうか。
○議長（佐藤健司）　湊市長。
○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に総務部長より答弁させます。
○議長（佐藤健司）　遠藤総務部長。
○総務部長（遠藤裕文）　ただいまの再質問にお答えいたします。
　先ほど市長の答弁にもありましたように、広報紙は４ページをまず１組ということが基本となっており、その中で紙面構成、記事の数などを調整し、より読みやすいような形ということを検討しながら紙面作りをしているところではありますけども、先ほどありましたように、できるだけ伝わりやすい構成とレイアウトにつきましては、この後も様々研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　ありがとうございます。ぜひ取り組んで改善していただけますようお願いいたします。
　大項目３番、公民館条例に規定する公民館等のテレビケーブル切断について。
　総合的に判断して、カーナビ問題に端を発し、必要性の高い箇所は残し、影響の小さい場所は外したということでした。それで100万円の経費削減ができたということでしたけど、その結果、私のところにお見えになったような、この方御自分たちが寄贈したとおっしゃっていましたが、指定避難所なのに、要はあったテレビが見られなくなった。それは、自分たちが災害時、大雨や地震の際に避難するところだと。情報伝達という部分に関しては、家庭では有効だが避難所に一旦入った後は、市職員が情報を伝達しということでしたが、市職員も、本当に大規模災害のときは大変な状況で、そんなに余裕のあるような状況にはならないと思われますし、情報伝達だけではなく、ある程度落ち着いた後の娯楽という意味でも、テレビは特に高齢者の方々には有効なメディアだと考えます。

質問でも申しましたので、再度申し上げさせてもらいますけど、旧本荘市内の７か所、ここだけでも、もう一度テレビを接続する方向で検討できないものでしょうか。１件当たりＮＨＫの受信料は年間２万円前後だと思います。14万円、それをケーブルテレビの契約を再開できない、その理由として伺いましたけど、ちょっとそれは住民の方の感情からすると、ぜひもう一度御検討いただきたいです。いかがですか。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（佐藤健司）　渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善）　大友議員の再質問にお答えいたします。

そのテレビを再設置するというのは、いろいろ事情等はあると思いますが、確かに大友議員がおっしゃるとおりに、テレビは情報伝達手段のほかに、避難所生活が長期化した場合に娯楽的な意味合いもあります。国等が出しております避難所運営マニュアル等を見ますと、あくまでもマストではなくてベター、あったらいいねという話なんですけども、そういったテレビ、ラジオ、そういった娯楽的なものも、長期化する場合は必要であるなという見解はあります。

それをただ、今すぐじゃあやるかというのは、またちょっといろいろ課題等もありますので、ちょっとこれは事後いろいろ研究とか、いろいろ周りの皆様のニーズ等も確認しながら、今後いろいろ進めていかなきゃならないのかなというところであります。

○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。

○５番（大友孝徳）　すみません。危機管理監に振られるとは思ってなかったので、非常に苦しい答弁で申し訳ございませんでした。

では、ちょっと質問を変えまして、地元の方々に説明はしていなかった。これ教育長からの御答弁でしたけど、これ説明しなかった理由って何かございますか。説明する必要がないという御判断だったんでしょうか。

○議長（佐藤健司）　土倉教育長。

○教育長（土倉新也）　大友議員の再質問にお答えいたします。

答弁でもお話したとおりなんですけども、いつも見ているというわけではなかったので、必要ということではなかったということで取り外したという、そういった経緯であります。

○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。

○５番（大友孝徳）　午前中のほかの議員の方々の質問でございましたが、地域の方々が使用される公民館です。このようなテレビケーブルを外してテレビが見られなくなりますということも、今後はぜひ地域の方々に御意見を伺った上で検討されますように。何度も出てきましたけど、由利本荘市役所全体の事務・事業見直しの一環として、100万円の経費を削るために、皆さんで努力されたということだというふうに受け止めておりますが、その中でも指定避難所だったり、地域の方々の思いがあったり、それを伺いもしないで切断をしたということは、私は決してよいことではないと思います。やはり市民の方々が普段生活している、視聴頻度は低かったかもしれませんが、それが見れなくなるという、このことに関しては、せめて町内会長なり集落会長なりに説明するべきだったと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤健司）　土倉教育長。
○教育長（土倉新也）　大友議員の再質問にお答えいたします。
　繰り返しになりますけども、撤去しても支障がないというふうに判断しておりますが、こういった形で、この後も住民の皆様に理解していただければというふうに考えております。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　もうかれこれ外してから５か月近くたったんだと思うんです。この後、公民館そのものの利用に関して、皆様の考え方とか、その辺を聴取されていくんだと思います。そのためにも、その初回の際に、この７地区に関しては、こういう経緯でテレビを解約しましたということをぜひ御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。
○議長（佐藤健司）　土倉教育長。
○教育長（土倉新也）　大友議員の再質問にお答えいたします。
　この後、地域のほうにも話をしながら進めてまいりたいと思います。
○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。
○５番（大友孝徳）　本当にありがとうございます。ぜひ御説明のほどをよろしくお願いいたします。
　最後に４、不登校対策について。
　まさしく教育長が御答弁されたとおり、教育支援センター、これは不登校傾向の子供たちの居場所でございます。青森市のほうで進められたこの校内教育支援センターは、多分御覧になったと思いますけど、ローテーブルがあって、勉強机もありますけど、くつろげるソファーがあったり、その学校学校によっていろいろ違うようですけど、要は学校には来れるけど、教室には足を踏み入れることができない。そんな子供たちが教室では緊張するけど、校内教育支援センターだったら、リラックスしながら自分のペースで勉強ができる。先ほど申し上げたオンライン授業とかＡＩドリル、こちらを使いながら自分のペースで勉強ができる、そういう施設だというふうに伺いました。
　今現状の由利本荘市教育支援センター、こちらを継続し、ブラッシュアップさせていくのも、当然大きな効果が将来期待できると思いますが、私が読んだ記事では、中央教育審議会でも、来年度以降の教育指針のほうに、この居場所づくりというものを検討する方向だと伺っております。ぜひ不登校、７割をすぐに返してくださいとは、そんなことは言いませんけど、今現状微減しているその割合を、少しずつでももっと減らしていくために、ぜひこの居場所づくり、こちらを研究されて、今のカダーレだけではなく、もっと広げていくような、支援する方々が学校関係者のみということでは、なかなか人の手配も難しいとは思いますが、その辺も鋭意研究していただきたいのですが、いかがでしょうか。
○議長（佐藤健司）　土倉教育長。
○教育長（土倉新也）　大友議員の再質問にお答えいたします。
　校内教育支援センターにつきましては、青森市のものについては、私も確認しておりますけども、本市について、やっぱり不登校傾向の生徒には、教室に入れないんだけども、じゃあどこの教室だったら、あるいはふれあい教室とか、いろんなことを自由に選

択できるような形で、先生がその生徒と児童と話をしております。そうした場合に、この教室だったらというふうな、ここだったら、こういうプリントがあるのならという子供との会話を通して、子供たちの居場所を我々は配置しております。

したがいまして、他県の状況も、いろいろと情報を入手しながらも、今、由利本荘市の子供たちにとって一番最適というか、そういった適するやり方がどこなのか、どの場所だったら学校に来て勉強したい、できるのかということをいろいろと聞きながら、寄り添いながら話合いを進めていって、できるだけ学校に来られるように、そういった形を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤健司）　５番大友孝徳さん。

○５番（大友孝徳）　前向きな御答弁ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、町をよくするためには、よい教育、よい学びの環境、よい小中学校が欠かせません。ぜひ由利本荘市の子供たちが、誰一人取り残されずに大人になって、社会に馴染めますよう、より一層研さんされますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤健司）　以上で、５番大友孝徳さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後２時20分まで休憩いたします。

午後　２時０４分　休　　憩

……

午後　２時２０分　再　　開

○議長（佐藤健司）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

13番岡見善人さんの発言を許します。13番岡見善人さん。

【１３番（岡見善人議員）登壇】

○１３番（岡見善人）　会派立憲民主党の岡見善人です。議長の許可を得ましたので、大項目３点について質問いたします。

私も質問に先立ち、いまだ熊本地震で苦しんでおられる方々、そして、千葉県、石川県を中心とした豪雨災害により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にも、心よりお見舞い申し上げます。

また、昨日から関東を中心とした線状降水帯による大雨警報・土砂災害警戒情報・避難指示も出されている中、福島県いわき市においてはアンダーパスで死亡者が出るなど、広範囲に影響が出ております。温暖化により、ヨーロッパでの熱波による災害、あるいはネパールでの氷河崩落など、以前では想定できないような自然災害が発生しておりますが、いつ、どこでもこのような状況は起こり得るものだと、これまで以上に災害に対する意識を高める必要があります。

市民の皆様には、９月５日に開催された市の総合防災訓練や各町内会単位での自主防災組織への参画意識を高めつつ、自主防災組織の、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の精神に基づき、発災直後の初期対応や平常時の備えをお願いするものであります。

それでは、質問に入らせてもらいます。

大項目１、第５次由利本荘市行政改革に係る実施検証と今後の取組について。中項目

（１）人口減少や市民ニーズの変化に対応した組織機構改革についての中の、小項目①事務集約の効果と現状の課題について伺います。

第５次由利本荘市行政改革大綱では、人口減少に伴う職員数の削減が進む中でも、必要な行政サービスを持続的に提供するため、組織体制のスリム化や業務効率化、本庁、総合支所、出張所、公民館などの機能見直しに取り組むとされております。実施計画の組織機構の見直しと職員配置の適正化においては、令和６年度以降、本庁と総合支所の事務分掌や集約可能な事務の整理・すり合わせを行い、今年度より本格的な本庁への事務集約を図っていると承知しております。このような経緯を経て、各種申請や事務手続の一部が本庁へ移管されてから約５か月が経過しましたが、この間における行政側、市民側双方から見た効果と課題について、以下の点をお伺いいたします。

本庁への事務集約が開始されてから５か月が経過し、この間における取組の成果と効果については、業務効率化やコスト削減などの数値的側面も含めて、本市の捉え方をお伺いします。また、業務移行に伴う業務量と人員のミスマッチや本庁と支所の連携等において現時点で把握されている課題があれば、併せてお示しください。

一方で、市民からは、公共施設の利用に際し、職員不足により十分な対応がなされていない、旧公民館事業からの業務引継ぎや関係者との意思疎通が不十分で、サービス内容が低下しているといった懸念の声が届いております。

教育学習課、公民館、図書館等についても機能集約による業務効率化が進められる一方、本市が推進するコミュニティ・スクールと学校教育との連携や、公民館、図書館を中心とした学習活動の支援体制並びに市民サービスの維持を図るため、今年度から一部で新たな体制が施行されております。しかしながら、市民の生涯学習や地域振興の拠点である公民館事業において、人員配置の在り方に私は課題認識を持っており、現場や市民サービスの面において影響が出ているのではないでしょうか。これまで地域住民に親しまれ、頼りにされてきた公民館の役割と価値は、単純な管理コストの削減だけで推しはかられるものではありません。

第５次由利本荘市行政改革大綱実施計画においては、教育学習課、公民館、図書館等の機能集約による業務効率化を検討しつつ、市民サービスの維持につながるよう施策や事業の検証を行うと記載されており、最終的な体制づくりについては令和９年度としております。体制変更に伴い、市民サービスの低下や現場の混乱が生じるのであれば、どこに要因があるのかを速やかに特定し、改善策を講ずるべきと考えます。

新たな施策を推進するに当たり、当初から全てが円滑に進むとは限りません。重要なのは、生じた課題を早期に把握し、迅速かつ的確な改善策を講じられるか否かです。場合によっては、柔軟に従来の運用を見直す判断も求められると考えます。事務集約に伴う現場の課題に対する認識と、今後の改善に向けた市長の見解をお伺いします。

次に、小項目②窓口のオンライン化とデジタルディバイド（情報格差）への対応について伺います。

総合支所の窓口縮小に伴い、本庁とのオンライン対面やデジタル申請が推進されております。しかし、実際に利用した市民からは、画面越しのやり取りに違和感があり、これなら直接本庁に出向いたほうがよい、といった声も届いております。

スマートフォンやパソコンの操作に不慣れな高齢者層などが取り残され、本来受ける

べき福祉支援や給付金の申請を諦めてしまうような、支援の未到達が生じる懸念について、市はどのような認識をお持ちでしょうか。配慮や支援策の考え方を伺います。

続いて、移動市役所の車両の活用状況について伺います。

事務集約に伴う市民サービスの低下を防ぐため、移動市役所車両の最大限の活用が図られているところですが、事務集約の前後と比較して利用状況にどのような変化があったか伺います。また、運行に対する市民からの受け止めやニーズを踏まえた運行スケジュールの見直し及び場合によっては車両を増やすなどの考えがあるのか伺います。私は、移動市役所車両の運行は、高齢化が進み免許を持たない方が増えて行く現状から、広大な当市にあってその存在価値は高く、今回の事務集約でさらにその必要性は高まるのではないかと考えますが、市長の考え方を伺います。

次に、小項目③今後の持続可能な地域社会の維持に向けた見解について伺います。

行政窓口の集約を進める上では、単なる効率化やコスト削減だけでなく、いかに取り残される住民を出さないか、地域防災やコミュニティー機能をいかに維持するかが極めて重要な鍵となります。効率化と住民福祉の向上をどのように両立させていくのか、市の見解を伺います。

続いて大項目１、中項目（２）観光協会の新たな体制と観光推進の在り方について伺います。

現在、観光協会では令和10年度に向けて、機能、役割及び組織体制を見直し、支部を置かない新しい協会の設立を目指しております。

私自身、これまでの観光協会の在り方や情報発信には課題を感じておりましたので、新たな観光協会の設立そのものは評価するものであります。新たな観光協会における最大の焦点は、本来の観光協会のあるべき姿を明確化し、広域マーケティングの強化と各地域の現場力・住民連携の維持をいかに両立させるかという点に尽きると考えております。また、新たな観光協会には、市全体、広域エリアを見据えた観光振興に期待するところでありますが、一方で、支部を置かない組織体制に対しては、現場や地域住民の立場から幾つかの懸念や課題も挙げられています。

具体的には、第１に、各地域で行われている行事やイベントに対する人手・資金面での支援が低下するのではないかという不安。第２に、地域ごとの個性や現場のニーズ、つまりボトムアップの声が届きにくくなるのではないかという懸念。そして、第３に、地域住民や事業者における、自分たちのまちの観光協会という当事者意識や関心が薄れてしまうリスクであります。こういった懸念や課題がある中、観光協会においては、現在、各地域で行われている行事やイベントなどの事業について、新しい観光協会でも開催するものと、開催しない、または開催に携わらないものが整理されたとお聞きしております。

そこで、以下伺います。

新しい観光協会において開催しない、または開催に携わらないとされた行事やイベントなどについて今後は全て実行委員会などが主体となり、補助金を除く開催費用や運営に市は関わらないことになるのか。当局の見解をお伺いいたします。

続いて、中項目（３）公共施設の最適化（統廃合）に伴う代替施設への移動手段の確保について伺います。

行政改革大綱及び公共施設等総合管理計画に基づき、本市においては人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、施設の最適化、統廃合が喫緊の課題とされております。１市７町が合併した経緯から類似施設が多く存続し、老朽化が進む中で、将来の維持管理コスト抑制に向けた取組の必要性については認識を同じくするものです。

しかしながら、これを推進する上では、多角的な検討に基づき、改修・継続使用、廃止、譲渡等の方向性を示し、市民の納得を得る丁寧な説明が求められますが、ここで最も重要な課題となるのが、施設廃止後における代替施設までの移動手段の確保であります。とりわけ、旧町から他地域への移動が必要となった場合、運転免許の返納等により自家用車を持たない方や、最寄りの公共交通機関までのアクセスが困難な交通弱者への配慮は不可欠です。

令和６年度から令和10年度を計画期間とする由利本荘市地域公共交通計画においても、将来にわたって持続可能な交通体系の構築を目的とし、地域間移動の維持やコミュニティバス、デマンド型交通、乗り合い交通の導入による生活の足の確保が示されています。公共施設統廃合に伴う代替施設への移動支援もまた、この生活の足の確保と一体として捉えるべきと考えます。

そこで提案したいのが、他自治体で成果を上げている既存資源、インフラの有効活用型の移動支援手法です。例えば、兵庫県姫路市等では、スクールバスや介護施設送迎車両の空き時間を活用し、代替施設や日常の買物拠点への移動支援車両として運行しています。また、埼玉県狭山市や千葉県我孫子市等では、市内の医療機関、自動車教習所、福祉施設などが独自運行している送迎バスの空席情報を市が把握、連携し、一般の高齢者等も乗車できるよう仕組みを構築しております。これらの事例の共通点は、行政が新たな車両購入や高額な運行委託費をかけず、地域に既にあるインフラの隙間、空き時間、空席、これを活用することで、低予算で移動手段を確保している点です。行政、事業者、地域住民の３者にとってメリットが大きい先進的なモデルと言えます。

本市においてこのような仕組みを導入・成功させるためのポイントとしては、以下の３点に集約されると考えます。

１つは、既存資源の隙間の活用です。民間病院・教習所・介護施設、あるいは公有のスクールバス等、これらの送迎用車両の空席、空き時間を相互活用、いわゆるシェアリングし、初期費用及び運行経費を最小限に抑えること。

２つとして、目的地のスポット設定の最適化です。運行範囲を無制限とせず、旧施設跡地から統合先の代替施設、あるいは医療機関、最寄り駅などに絞り込み、運行管理と走行コストを適正化すること。

３つとして、行政施策、デジタル技術との連動です。

マイナンバーカードの活用や自主返納者支援制度と連動させ、他部署予算や各種補助金の積極的な活用を図ること。

以上の視点が必要不可欠ではないでしょうか。

さて、先般、議会が開催した高校生と語る会では、公共交通をテーマとしたワークショップも行われました。そこで出た意見や要望の中には、乗り合い交通を増やす、電車やバスの本数を増やしてほしい、駅から病院などのワンポイント輸送、電車に乗ったら特典など、高校生の目からも生活の足に対する関心は高まっていることを認識したと

ころであります。

県内と比較しても多くの公共施設を保有する本市において、老朽化施設の取捨選択を進めるに当たっては、廃止後の代替手段としての市民の足の確保、これをセットで講ずるべきと考えますが、今後の公共施設統廃合と連動した既存資源活用型の移動支援の導入に向け、市長のお考えを伺います。

続いて、大項目２、介護職の離職防止・定着に向けて伺います。

我が国では少子高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加する一方、介護現場を支える人材の確保が極めて大きな課題となっております。これは単に介護事業所個別の問題にとどまらず、今後の高齢者福祉、ひいては地域社会そのものを維持できるかという、市全体に関わる重大な課題であります。仮に、介護人材の不足が進めば、事業所がサービスを提供したくても職員不足により受入れを制限せざるを得なくなったり、事業そのものの継続が困難になったりするおそれがあります。

さて、介護職の勤続年数に目を向けますと、公益財団法人介護労働安定センターの最新調査では、介護労働者全体の平均勤続年数は8.2年となっております。しかし、これは現在就労している人の平均値であります。離職者の勤続年数別割合に関する過去の実態調査によりますと、１年未満の離職が約40％、１年以上３年未満が約35％であり、実に全体の約74％が採用後３年未満で離職している状況にあります。つまり、辞めていく人の４人に３人が３年以内に退職しており、採用後１年から３年の間に大きな離職の波が存在することが分かります。その主な離職理由としては、人間関係やハラスメント等を含む職場環境、仕事の負担に対する給料・処遇への不満、夜勤や重労働、認知症対応などによる身体的・精神的負担、キャリアアップや昇給の見通しが立ちにくいこと、子育てや家庭生活との両立の難しさなどが挙げられております。

こうした現状を受け、厚生労働省においても、人材の確保・定着には処遇の改善のみならず、労働環境や雇用管理、人材マネジメントの根本的な改善が不可欠であるとしております。当市においても、高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増加する中、今後はさらに介護ニーズが高まることが想定されます。介護人材の確保と同時に、労働環境の整備や処遇改善による離職防止に向け、行政として事業所を強力に支援する施策が必要であると考えます。

ここで、他自治体の先進事例を挙げます。北海道江別市では、介護人材確保定着支援事業を創設し、大きな成果を上げております。その内容は、法人に対する雇用奨励金１人当たり10万円に加え、市内への移住を伴う場合のアパート等への定住奨励金１人当たり５万円、さらに家賃補助月１万円、最大12か月を支給する制度のようです。これは事業所と職員の双方を支援することで離職を防ぐ優れた取組だと思います。国においても、特に訪問介護などを中心に、安心して働き続けられる環境整備と事業所の経営改善の一体的支援へとかじを切っております。こうした視点を基本とし、定着を確実にするための本市独自の支援策、特にキャリアアップなどへの取組が必要ではないでしょうか。

具体的には、介護職３年定着プロジェクトと銘打ち、これまでの人材を採る政策から、３年間育てて定着させる政策への転換を提案します。例えば、１つは、就職時の奨励金、１年目の相談・伴走支援、２年目の資格取得・キャリアアップ支援、３年目の定

着奨励金、事業所向けのＩＣＴ・介護ロボット導入や業務改善への補助、こういった５段階の仕組みを講ずることで、離職防止と事業所の安定経営を同時に図るべきと考えます。介護人材の確保においては、どうしても新規採用に目が向きがちですが、採用した職員が短期間で離職してしまっては、採用活動を繰り返すだけの悪循環に陥ってしまいます。重要なのは、採用から離職防止、定着へと政策の軸足を移すことではないでしょうか。

そこで、以下の点について伺います。

１つ、市内介護事業所における就労状況と実態調査について。

本市では、市内介護事業所における介護職員の採用者数、離職者数、離職率を把握しているのでしょうか。特に１年未満、１年以上３年未満、３年以上といった勤続年数別の離職状況を把握しているか伺います。

今後の効果的な施策策定のため、市内の事業所や職員を対象に、勤続年数・離職理由・処遇・労働環境・キャリア形成等に関する詳細な実態調査を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

２つ、現在の取組と今後の重点方針及び成果指標、ＫＰＩについて。

１つ、本市における現在の離職防止、定着促進の取組状況と今後、入職後１年から３年程度の職員の定着を重点的に支援していくお考えがあるか。

２つ、介護人材確保の指標として、単なる採用人数だけではなく、３年定着率を重要な成果指標として設定・管理していく考え方について、市長の見解を伺います。

介護は、高齢者の尊厳ある生活を支えるだけでなく、御家族の介護負担を軽減し、現役世代の離職を防ぎ、地域社会全体を維持するための不可欠な社会基盤であります。だからこそ、介護職員の確保を単に事業者の人手不足という狭い範囲の問題として捉えるのではなく、本市の地域福祉と地域経済を守るための重要政策課題として位置づけるべきです。採用して終わりではなく、働いてもらうから働き続けてもらうへ。そして、人を増やすから、人が辞めない職場をつくるへ。本市が介護職員の定着に向けて一歩踏み込んだ積極的な政策を展開されることを強く期待しますが、市長の見解を伺います。

続いて、大項目３、米価下落に伴う対策と稲作農家への支援について伺います。

稲刈りの時期を迎えている中、今年の米価の下落が予想されており、稲作農家の離農や廃業に対する不安の声は、現場の農家・農業団体・地域社会から非常に多く上がっております。昨年のような高価格期を経て直近で米価が急激に反落・暴落傾向を見せている局面では、需要減や在庫過剰による米価格の下落と生産コストの高止まりが同時に農家を直撃しており、離農への懸念が強く叫ばれています。

現場から上がっている主な声としては、コストは高騰しているのに米価が下がれば赤字。肥料・燃料・農薬・農業機械の価格が高止まりしたまま米価が下落したため、概算金いわゆる農家への仮払金が下がる、一定水準を下回ると経営が成り立たないという悲鳴が多く聞かれます。また、高齢化と機械更新の限界による離農、稲作農家の中心である高齢農家にとって、数千万円規模の農機具更新期を迎えるタイミングで米価が下がると、これ以上の投資は回収できないとして事業継続を諦める直接的な引き金になっています。加えて、大規模集約農家へのしわ寄せ、離農した農家の農地を引き受け集約してきた地域の大規模農家や農地所有適格法人も、収益悪化によって、これ以上農地を引き

受けきれないという悲鳴を上げております。これにより、離農が進めば、社会的・地域的なリスクが高まり、米農家の倒産・休廃業の増加が進むことが容易に想定されます。

帝国データバンクや東京商工リサーチなどの調査でも、米の農業の倒産・休廃業件数は近年高い水準で推移しており、赤字を出してまで続けられないという断念が急増しております。また、耕作放棄地の拡大、離農が進んでも受け手が見つからない場合、田んぼが荒れて害虫や害獣の温床となり、地域の防災・保全機能が損なわれます。さらに、将来的な供給不安への懸念が生じ、一時的な米余りや価格下落で離農が進むと、将来的に需要が戻った際や不作時に、生産体制そのものが消失しているという構造的な米不足に陥るリスクが指摘されています。

このように、単に農家の収入減少にとどまらず、地域の農地維持や将来の食料安全保障に関わる深刻な構造問題として、多くの懸念が示されていますが、このことは就農者のみならず、多方面に影響が出てくることは言うまでもありません。

さて、米どころである新潟や北海道などから、本年度の米の概算金が順次提示されております。前年に過去最高水準の価格をつけていた新潟県ＪＡ全農にいがたでは、一般コシヒカリが前年比約38％安の１万8,500円、魚沼産コシヒカリが２万1,000円前後と、大幅な引下げとなりました。また、北海道においても、ななつぼしが１万7,000円と前年比約４割安、ゆめぴりかが１万8,000円台半ばとなり、主要産地で一律約４割という厳しい大幅下落となっております。

本県においても、ＪＡ全農あきたにおける概算金は、あきたこまちで１万8,300円と決定され、昨年と比較し農家の大幅な収入源となることは明白となりました。一方で、米の生産コストについて見ると、今年４月に米穀機構が提示した米のコスト指標では、３ヘクタール以下の米農家の全国平均で60キロ当たり２万535円という試算値が示されております。あくまで概算金ベースですが、１万8,300円となれば60キロ当たり2,235円の逆ざやが生じることになり、生産量が増えれば増えるほど赤字が膨らむという極めて深刻な事態となります。

一昨年に概算金が上がり、ようやくコストに見合う米価に光が見え始め、昨年の高騰で就農意欲も高まりつつあった矢先、今回の暴落は離農の流れを一気に加速させかねません。これまで薄利であっても農地の環境整備や生産性向上に努力してきた農家にとって、度重なる米価の乱高下に振り回される現状は、到底納得できるものではありません。

さて、本市における就農者の耕作面積等をこの質問の通告後に調べてみました。2025年農林業センサスのデータを基に、本市の水稲農業の現状について申し上げます。本市における販売目的の水稲作付経営体は1,940経営体であります。2020年の時点では食用水稲の作付経営体が2,736存在しておりますし、作付面積は約6,400ヘクタールでしたので、ここ５年間で本市の水稲経営体は約800減少したことになります。

また、本市の作付規模別の経営体数を見ますと、１ヘクタール未満は603、１ヘクタールから２ヘクタールが593、２ヘクタールから３ヘクタールが313、３ヘクタールから５ヘクタールが194、５ヘクタールから10ヘクタールが176、10ヘクタールから15ヘクタールが34、15ヘクタール以上が27となっており、計1,940経営体のうち、５ヘクタール未満が87.8％、３ヘクタール未満が77.8％を占める構造となっております。

米の生産コスト指標によれば、全国平均で３ヘクタール以下の米農家における60キロ当たりの生産コストは、先ほど申しましたように２万535円ですので、本市ではまさにこの規模に該当する農家が約78％を占めているというのが実態です。

2025年農林業センサスにおいて東北全体を見ますと、水稲作付経営体は５年間で25.9％減少し、10ヘクタール未満の階層が減少する一方で、10ヘクタール以上は増加しております。つまり、国や東北全体の政策軸は、小規模農家の減少と大規模農家への農地集積へと向かっております。しかし、本市においては最新データでもなお５ヘクタール未満が約88％を占めており、ここに国の農政方針と本市地域の実態との大きなギャップが存在しております。国はスマート農業や先進機械の導入、大規模経営への補助金投入などによる農地集約化を推進しておりますが、本市においてその恩恵を享受できているのは一部に限られていると言わざるを得ません。

小規模農家や兼業農家が地域を支える本市において、こうした農家の減少は単なる食料供給の問題にとどまりません。離農による耕作放棄地の増加は、水害リスクの高まりや熊をはじめとする鳥獣被害の深刻化を招く直結した課題でもあります。例えば、２ヘクタール規模の農家であっても、自家消費米の確保や余剰米の販売だけでなく、農地・水路・農道の保全、集落の共同作業、市道・県道のり面の草刈りなど、農村社会と多面的機能を維持する極めて重要な役割を果たしております。ＥＵヨーロッパ連合の農政が重視しているのはまさにこの点です。単なる生産量だけではなく、農地や地域を維持していること自体に公共的価値があるという考え方に基づき、セーフティーネットとしての直接支払制度等を講じております。後継者不足が叫ばれて久しい今、生産者・消費者の双方が明日に希望を持てるよう、国に対してこうしたＥＵ型セーフティーネットの導入を含む根本的な米政策の見直しを働きかけていくべきと考えます。

そこで、市長の御所見を伺います。

今回の急激な米価下落に対する市長の受け止めについて、また、減収に直面する地域農家への独自支援の必要性について、そして近隣首長や関係自治体と連携し、直接的な支援を求めていく考えがあるかについて、市長の考え方を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁方、よろしくお願いいたします。

【１３番（岡見善人議員）質問席へ】

○議長（佐藤健司）　当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　それでは、岡見善人議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、第５次由利本荘市行政改革に係る実施検証と今後の取組についての（１）人口減少や市民ニーズの変化に対応した組織機構改革についての①事務集約の効果と現状の課題についてにお答えいたします。

国が公表した人口動態調査によりますと、本年１月１日の我が国の人口は１億2,000万人を割り込み、東京都を除く46道府県で人口が減少しております。

中でも、秋田県の減少率が最も高く、少子高齢化と人口減少がもたらす多くの課題や今後の行政サービスの在り方については、県のみならず個々の市町村においても、将来に向けて避けて通ることのできない重要な問題となっております。

そうした状況の中で、今年度の組織機構改革につきましては、事務・事業の見直しを

行い、総合支所から本庁へ事務と人員の集約を図り、本庁での一括処理による事務効率の向上につなげようとするものであります。小松浩一議員の一般質問にもお答えいたしましたとおり、４月以降これまで、本庁及び総合支所双方の業務執行状況を確認しておりますが、総合支所や公民館において、窓口対応や現場対応を中心とした業務は、おおむね円滑に行われており、大きな混乱や市民サービスの低下は生じていないものと認識しております。また、本庁に事務を集約し、各総合支所で個別に行ってきた事務処理を本庁一括処理としたことで効率化につながったこともあり、４月から７月までの４か月間における時間外勤務は、前年同期と比較して14％減少するなどの効果も現れております。

人員配置の面では、事務集約に伴い総合支所職員数を見直し、本庁へ再配置することで、専門性の向上など組織全体としての効率的な業務執行体制の充実が図られたものと考えております。

一方で、岡見議員の御指摘のとおり、事務集約後の業務量と人員配置のバランスや、本庁と総合支所との役割分担については、今後も継続して検証を行っていく必要があると認識しております。

現在までのフォローアップにおいては、戸籍の届出やマイナンバーカード関連の手続などで複数人の対応が重なった場合、一時的に待ち時間が長くなることや、現場確認業務が集中した場合に窓口体制が手薄になる場面があることを確認しております。また、本庁へ事務が集約されたことにより、案件によっては連絡調整や情報共有に時間を要する場合もあることから、本庁と総合支所との連携強化については、引き続き重点的に取り組むべき事項と考えております。

これまで、各部に配置した総合支所事務集約推進担当を中心に、総務課の聞き取りなど、現場から寄せられた課題の共有や改善策の検証を行っているところであり、総務課による総合支所訪問や、職員からの聞き取りも継続しながら、業務量や人員配置の状況の把握に努め、必要に応じて業務の見直しや運用の改善を行ってまいります。

今後とも、組織機構改革の効果を検証しながら、市民サービスの維持・向上を第一に、本庁と総合支所がそれぞれの役割を十分に発揮できる体制づくりに取り組むなど、人口減少を踏まえた組織のスリム化と、変化する市民ニーズにしっかりと対応できる組織機構改革を着実に進めていきたいと考えております。

次に、②窓口のオンライン化とデジタルディバイド（情報格差）への対応についてにお答えいたします。

人口減少の進行に伴い、本市の財政規模の縮小も避けられず、市の体制についてもスリム化が求められている中で、今後の行政サービスについて、水準の維持と向上を図りながら、効率的に提供していくためにはデジタル技術の活用が有効性も高く、必要不可欠なものとなることについては、市民の皆様にも御説明してきたところであります。

行政サービスのデジタル化を推進するに当たっては、あらかじめ十分な説明に努め、いたずらに市民の混乱を招いたり、議員御指摘の支援の未到達につながることのないよう、十分配慮するとともに、市民の利便性向上や事務の効率化につながるよう、デジタル化を進めていくことが重要であると考えております。

これまで市で取り組んできたデジタル化につきましては、例えば来庁しなくとも手続

ができる電子申請においては、ガスや水道、子育て支援など、現在107件の事務に対応しており、今後さらに対象範囲を拡大してまいります。また、本庁と総合支所等を通信回線で結び、相談対応を行う遠隔相談システムにつきましては、令和４年度の福祉業務を皮切りに、令和６年度に公民館業務、そして、今年３月からは総合支所窓口へと展開してきたところであります。一方、こうした行政サービスのみならず、民間のサービスにおいても様々なデジタル化が進められている現状にあっては、デジタル技術によって受けられる恩恵の格差であるデジタルディバイドの解消もまた大きな課題となっております。

そうした中で、市では、スマートフォンの基本操作やオンライン手続の利用方法などを質問形式で習得可能な、スマホなんでも相談会等を実施し、デジタル機器に不慣れな方でもデジタル化に対応できるよう支援を行ってきております。

また、遠隔相談システムを通した相談に不安を感じる方がおられることも想定しており、システムの利用の際には窓口の職員が同席して機器の操作方法などをサポートするなど、市民の皆様が安心して利用いただけるよう配慮しております。

続いて、移動市役所の活用状況につきましては、今年度、８月末日までの利用件数が159件で、昨年同期の216件から減少しております。その理由といたしましては、天候等による外出控えにより、温泉入浴券の取扱いが減少したことや、マイナンバー関連の手続需要が一巡したことが主な要因ではないかと推測しております。このたびの総合支所の事務集約につきましては、各支所窓口での受付対応はこれまでどおり維持しながら、受付後の事務処理を本庁に集約したものであり、それに伴う移動市役所への直接的な影響は特段ないものと認識しております。

また、市民ニーズを踏まえた移動市役所に係る運用の見直しにつきましては、市民の皆様が利用しやすいよう、サービス開始以降、毎年、運行場所やスケジュールの見直しを図っているほか、提供するサービスにつきましても、昨年度からの期日前投票事務や、本年８月からの保健師による健康相談の試行など、ニーズを踏まえながら検討を重ねて対応しているところであります。

市といたしましては、市民との対面での相談や触れ合いなど、残すべきアナログは大切にしながら、デジタル技術の特性を生かした行政サービスの充実を図り、デジタルでの対応が難しい方にも十分配慮し、誰一人取り残されることなく必要な行政サービスを受けられる環境づくりに努めてまいります。

次に、③今後の持続可能な地域社会の維持に向けた見解についてにお答えいたします。

現在、市が進めております組織機構改革でありますが、令和８年度は、総合支所の窓口での対面による対応や、現場に出向いての状況把握、緊急時の初期対応の３つの機能については従来どおりとし、総合支所で行っていた事務・事業と人員を本庁に集約することにより、事務処理の効率化を図ろうとするものであり、将来の人口減少と職員数の削減を踏まえつつ行ったものであります。

今後の持続可能な地域社会の形成に向けては、住民と行政がより一層協力し合い、人口減少による地域社会への影響を最小限にとどめながら、将来に向けて真に必要とする施策をいかに進めていくかが大変重要になると考えております。

こうした考えの下、私が行政改革を進める上で常に心がけ、大切にしていることは、単なる効率化の追求だけで終わることなく、住民福祉の向上や本市の将来の発展に向けて、必要な財源を確保した上でチャレンジしていくという点であります。

行政を預かる者として、市民の生命と財産を守り、安全・安心を提供することは行政に課せられた使命であり、災害対応は何においても優先すべき事項と認識しております。

また、広い面積に多くの集落が点在する本市においては、急激な人口減少が進む中、市の根幹をなす地域コミュニティーの維持が困難になるなど、人口減少に起因する多くの課題が山積しておりますが、これまでも本市の成長に向けて、様々な分野で解決に向けてチャレンジをしてきたところであり、今後とも市民の皆様とともに果敢に取り組んでいくことが重要であると考えております。

こうした課題に対応しつつ、効率化と住民福祉の向上を両立させながら、最大限の行政サービスを届けていくためには、市民からの要望を踏まえつつ、限られたマンパワーや財源をバランスよく、真に必要とする施策に配分していくことがますます求められております。

今後も厳しさを増す本市の財政状況ではありますが、地域社会を守り、本市を発展させていくためには、行政単独の取組では限界があることを十分認識し、市民との対話を深めるとともに積極的な参画を得ながら、市民と行政が一体となって、総合計画に掲げる「一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らせるまち」の実現に向けた各種施策を力強く進めてまいりたいと考えております。

次に、（２）観光協会の新たな体制と観光推進の在り方についてにお答えいたします。

由利本荘市観光協会につきましては、令和10年度からの法人化に向けて協議が進められておりますが、主催行事については収益性の高いものに絞り込むとともに、支部を置かない組織体制を目指すことなどが、法人化に向けた検討の方向性として確認されていると伺っております。

市では、人口減少や市民ニーズの変化に対応し事務・事業のスリム化を推進する観点から、観光協会の法人化支援を掲げておりますが、法人化が実現した後には、民間の経営手法や専門的な知識・技術、さらには事業者が有するノウハウなどを活用した、より主体的かつ自立的な観光振興の取組が進められ、本市の観光振興のさらなる充実が図られるとともに、市が担っている観光関連業務についても、アウトソーシングの受皿になり得るなど、大きな効果が期待できるものと認識しております。

新たな観光協会の設立に向けた機能・役割及び組織体制の見直しにつきましては、議員御指摘のとおり、本市の観光振興をより戦略的に進めるための重要な取組である一方、これまで築いてきた地域の観光資源や住民との連携をいかに維持していくのかが重要な課題となっており、特に、今後、観光協会が主体的に関わらない地域行事やイベントについて、地域からは不安の声があることも十分承知しているところであります。

地域行事やイベントは、地域コミュニティーの維持や活性化、さらには地域の魅力発信にも重要な役割を果たしているものと認識しており、その目的や内容、実施主体など、それぞれに背景が異なることから一律に取り扱うことはできませんが、市として

は、可能な限り地域の実情に応じた支援を継続していきたいと考えております。

基本的には、観光協会が主体にはならない地域行事やイベントについては、地域の皆様の力によって存続されていくことを期待するものでありますが、運営に関する助言や関係団体との調整、広報・情報発信への協力、安全対策や行政手続に関する支援のほか、既存の支援制度の活用も含め、必要に応じて財政的支援や人的支援を視野に入れるなど、地域の自立性、主体性を尊重しながら、適切な形で関わってまいります。

市といたしましては、市民の皆様が大切にしてきた思いにできるだけ寄り添いながら、観光協会と地域双方との連携を図り、今後も地域の実情に応じた支援を行い、それぞれの地域が持つ魅力を生かした観光振興に努めてまいります。

次に、（３）公共施設の最適化（統廃合）に伴う代替施設への移動手段の確保についてにお答えいたします。

本市の公共施設は、合併前の１市７町の施設を存続させたまま修繕を重ね維持してきたことから、いまだに多くの公共施設を抱え、維持管理に係る経費や老朽化に伴う更新などが大きな課題となっており、第５次行政改革大綱において今後の施設の在り方を示したほか、今年度改定する公共施設等総合管理計画においても、各施設のより具体的な方向性を明らかにしたいと考えております。

なかでも施設の統廃合については、市民への影響が大きいことから、利用状況や市民ニーズなどを勘案しながら検討していくことが求められますが、統廃合を進めるに当たっては、来庁が困難な方に対するデジタル技術を活用した行政サービスの提供や、マイナンバーカード利用による行政手続の充実など、直接足を運ばなくとも行政サービスを受けられる体制の強化を図るなど、市民の皆様の利便性に十分配慮して進めていきたいと考えております。

一方、広大な面積を持つ本市の地域公共交通施策に目を向けますと、地域間を結ぶ移動などについては、輸送能力に優れた定時定路線型の交通が有用となることから、鳥海山ろく線や民間路線バスを幹線と位置づけ、その維持と存続に努めながら各地域間の移動を確保してきたほか、地域内の移動においては、枝線としてコミュニティバスの運行や乗り逢い交通を継続するなど、各交通モードの適性と有効性を見極めつつ、公共施設の配置状況など、それぞれの地域の実情と利用者のニーズに合った移動手段の確保に努めているところであります。

岡見議員御提案の既存資源、インフラの有効活用型の移動手段につきましては、自治体や交通事業者を取り巻く環境が急激に変化してきている中にあって、様々な関係者が連携を図りながら地域公共交通の持続性を可能とする先進的な取組であると認識しておりますが、それらの資源を一体的に管理し一つの交通体系として確立するためには、多くの課題があることも確かであります。

こうした状況を踏まえた上で、本市といたしましては、バスの運転手不足等により維持が困難となっている本荘地域において、ＡＩオンデマンド交通導入の実証試験を行うなど、時代に即した新たな交通体系の確立を模索しているところであり、まずはその持続可能性などを見極めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域公共交通は、行政や交通事業者だけで支えるものではなく、市民の皆様をはじめ地域全体で支えるものであり、将来にわたり持続性のある地

域公共交通の維持に努めてまいります。

次に、２、介護職の離職防止・定着に向けてについてお答えいたします。

介護人材の確保については、本市のみならず全国共通の課題となっていることから、その解決に向け、国においては、令和８年度に介護報酬の臨時改定を行い、介護職員等の処遇改善や職場環境の改善に向けた支援を強化しており、また、県でも離職防止対策の一環として、入職から３年目までの職員を対象とした新人介護従事者定着支援研修会を開催しているところであります。

市といたしましても、国や県の補助制度を活用した処遇改善加算の取得促進に向けた情報提供や専門性の向上を目的に、各種研修会を実施しているほか、窓口等においても、個別の労務やキャリアに関する相談を受け付けるなど、介護サービス事業所の環境改善に取り組んできております。

現時点で、市内の介護事業所の離職状況を具体的に把握はしておりませんが、介護職員の入職後３年間は、業務への適応や専門性の習得が求められる特に大切な時期であるにもかかわらず、若年層の離職率が高い状況にあることは大変残念なことであり、その背景に、人間関係の難しさや身体的業務負担が大きいなどの要因があることは承知しております。

また、介護人材の確保をめぐっては、全国的に支えられる高齢者が増え、一方で支える世代が急減するという、いわゆる2040年問題への対応が喫緊の課題となっております。

こうした中、国でも、地域の介護人材確保に向けた強化を地方自治体に求めており、これを受け、県では現在策定作業を進めている秋田県介護保険事業支援計画において、介護人材の需給推計を踏まえた介護人材確保に向けた取組のほか、その目標を設定する予定と伺っております。

市といたしましても、令和９年度以降に向けた第10期高齢者保健福祉計画の策定に当たり、保健・福祉・医療等の関係者で構成する計画策定委員会を設けており、現在、人材確保に関連して県との連携を図った効果的な取組を入れ込めないかなどについて、策定委員の意見を踏まえながら検討しております。

その検討に当たっては、入職後３年に限らず、事業所全体の人材育成や職場環境の改善を支援することで、幅広い層への職員の定着につなげていくことが重要であると認識しておりますが、策定作業のプロセスの中で、市内介護事業所に対し、現在行っている採用者数及び離職者数の状況等に関するアンケート調査の結果や、各種指標を十分に精査し、離職防止・定着に関する施策について、計画策定委員会の御意見を参考にしつつ検討し、計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、３、米価下落に伴う対策と稲作農家への支援についてにお答えいたします。

本市農業の基幹作物である水稲をめぐる全国的な情勢については、肥料や燃料、農業資材などの価格が高止まりする一方で、令和８年産米の概算金は、前年を大きく下回る額が全国の産地で示されている中にあって、去る８月28日には、全国農業協同組合連合会秋田県本部が概算金として、あきたこまちが１万8,300円、サキホコレが２万300円に決定したと報道されましたが、前年産と比較して約４割の下落となっており、本市の稲作農家の所得の減少や経営全体への影響が懸念される状況にあります。

概算金下落の要因といたしましては、令和７年産米の民間在庫が前年を大きく上回っていることなど、需給環境の変化が影響しているものと認識しているところであります。

特に本市では、農業者の高齢化や担い手不足が課題となっている中で、離農する農業者の農地を担い手や農業法人が引き受けることにより、地域の農地が維持されている状況にあることを考慮すれば、米価の大幅な下落は、稲作農家の生産意欲の減退と担い手への農地の集積・集約化にマイナスの影響を及ぼすとともに、さらに農地の受け手がいないとなった場合には耕作放棄地が拡大するなど、地域農業の維持や本市の農業生産基盤そのものへの影響も避けられないことから、極めて重要な問題であると受け止めており、今後の動向を注視する必要があると考えております。

次に、減収に対する市独自の支援策についてであります。

米価につきましては、全国的な需給状況や在庫、生産量、消費動向など、様々な要因によって変動するものでありますが、その大幅な変動は、農業経営の安定を損なうおそれがあることから、国において持続可能な稲作の実現に寄与する政策を講じられることが重要であると認識しております。

同時に、今回の米価の下落が農業経営や担い手の確保、農地の維持に及ぼす影響もしっかりと見定めていく必要があり、今回示された概算金だけに拘泥することなく、今後の米価の動向や農業者の経営状況、国や県における支援策の動向などを十分注視しながら、必要な対策について検討していくことが大切であると考えております。

また、米価の変動は農業経営に大きく影響を及ぼすことから、その時々の対応にとどまることなく、将来にわたり安定した農業経営を継続できるよう、生産性の向上と経営基盤の強化を図っていくことが必要不可欠なものと認識しております。

米価下落への独自の支援は難しい面はありますが、本市ではこれまでも、担い手の確保・育成をはじめ、地域計画に基づく農地の集積・集約化や担い手確保・省力化支援事業などによる農業機械等の導入支援、スマート農業の推進などに取り組んでいるところであり、今後とも米価の変動にも対応できる持続可能な農業経営と生産基盤の強化の確立に向け、取組を進めてまいります。

次に、近隣自治体などの連携についてであります。

米価の安定や農業経営の所得確保は、本市だけで解決できる問題ではないことから、県や市長会、秋田しんせい農協をはじめとする農業団体との情報共有や連携を図りながら、米価下落が農業者の経営や地域農業に及ぼす影響などを十分踏まえながら、国に対し、農業経営の安定に向けた支援や持続可能な米政策の確立について要望してまいります。

本市といたしましても、今後とも米価の動向を注視するとともに、農業者の皆様の声をお伺いしながら地域農業を守り、次の世代にしっかりとつなげていけるよう、引き続き必要な対策を講じてまいります。

以上であります。

○議長（佐藤健司）　13番岡見善人さん、再質問ありませんか。

○１３番（岡見善人）　御答弁ありがとうございました。何点か再質問させてください。

初めに、大項目１、第５次由利本荘市行政改革に係る実施検証と今後の取組について

の中項目（１）人口減少や市民ニーズの変化に対応した組織機構改革についての小項目①事務集約の効果と現状の課題についてでございます。

これは小松議員のときも答弁があったのでかぶる話にはなるんですけれども、いわゆる庁舎内でいろいろお話を聞いて、どこに課題があるかだとかそういった話は確認しているというような話で、特段、今のところ大きな混乱やそういった苦情等はないということのようですけれども、実は、私のほうに市民側からは、やっぱり細かいところ、特に、変わった当初、やっぱり業務の引継ぎ等で、なかなか今までとちょっと、うまくいかなかったというのは聞いておるんです。ただ、これはそのときだけの話なんでしょうけども、市民側から見た、利用者側だとかっていうところというのはやっぱり一番大切かなと思っていまして、先ほどの答弁であったかどうかは分からないんですけれども、市民側から聴く機会、例えば、町内会長会からどうだかというもの、あるいは関係団体等から聴くというような、そういった取組というのは私は必要なんじゃないかなと思ったんですけれども、これ答弁あったかどうかちょっと確認させてください。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの小松浩一議員の再質問の中にもあったかと思います。市民からのいろいろなアンケート調査等々もこれからしていくということについては、今検討しておりますし、行政協力員の皆さんとは、私も行政協力員会議で、全員ではないですが、ほとんど四百何十名の町内会長等々といろいろと懇談する機会というのは度々ありますし、ゆりほんトークとか、地域の皆さんと私直接いろいろとお会いする場面も多々ありますので、そうした中でもしっかりニーズは把握をして、改善できるところはしっかり改善していきたいというふうには考えてございます。

○議長（佐藤健司）　13番岡見善人さん。

○１３番（岡見善人）　ありがとうございます。なかなか多分大きいところになると、細かいところというか本音も出づらいというところもあるかと思うんですけれども、何とか機会を捉えて、いろいろな町内会長方、いろいろなところに行政側が入っていって、今の総合支所になってどうだというものをやっぱり聴くことというのは非常に大切、それがやっぱり悪さが出れば改善すべきだと思うんで、やっぱりその吸い上げの機会を捉える、つくるというのが私が一番必要だなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

小項目②窓口のオンライン化とデジタルディバイド（情報格差）への対応についてでございます。

スマホが苦手な方々に、県立大学生とかいろいろ協力いただきながら、少しでもそういった端末に慣れていただくということはすごくいいことだと思いますし、案外使えば、いや便利なもんだなということで使われている高齢者というのはよく聞きます。それはそれでいいんですけども、やっぱりそこをやれないという方はいて、いわゆるアナログでしか対応できないという方がいるのはそのとおりだと思って、私、そこのときに、移動市役所の車両を使って個別にやるっていう、対面でいろんな申請等をやるっていうこと、これは交通弱者のところにも兼ね合いはあるんだけども、そういった丁寧なことによって、そういったいわゆるデジタルディバイド、情報格差を少なくしていく、

対応できない方々を救っていくという、そういったことっていうのはやっぱり必要なんじゃないかなと思って質問させてもらいました。

それで、施策展開以降の車両がどれぐらい、増えたんじゃないかなと思ったんですけども、実際は、言われれば確かにマイナンバーカード等がちょっと落ち着いたというところがあって、件数がないというのはあれですけども、せっかくある移動車両なので、ぜひそれを使っていただきたいと思っています。なんとかそこをお願いします。ということが１点、これは要望でございます。

それから、大項目２、介護職の離職防止・定着に向けてという項でございます。

これは、当市だけではなくてもう全国的な課題であって、特にこの介護職であったり、保育士であったり、介護士であったり、いわゆる人の命とかそういったことに関わる、いわゆるエッセンシャルワーカーという方々が、仕事に見合った賃金・給料でないというところがやっぱり懸念されていて、それは国も十分把握されている中で、介護報酬の改定もされたとは聞いております。

ただ、実際には、介護報酬の改定がまだまだ一般の企業等に追いついてないというのが現状って聞いていますし、とりわけ秋田は、この最賃が示すようにどうも報酬幅というのが一番安いという何かそういうのも聞いています。

ですので、そういったところからして、先ほど市長の答弁でも、採用者数であったり離職の防止、ここについて検討して、今後の施策に生かしていくというような答弁あったかと思うんですけれども、ぜひここは、先ほどの離職率が３年を超えればがくんと下がると、３年定着させるところに重点を置くようなことをやっていただきたいと思いますので、どうかその辺だけ、もう一度、今後の介護職の離職防止に向けた、あるいは介護人材の確保定着に向けたところ、もうちょっと、どういった形でやっていくという具体的なところであったり、スケジュール感、もしありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤健司）　湊市長。

○市長（湊貴信）　詳細につきましては、健康福祉部長より答弁させますが、今回の質問を受けて、私もいろいろと勉強といいますかいろいろさせていただきました。岡見議員が御指摘のとおり、一つのやっぱり大きな、３年でというあたりが、それを過ぎるとまたちょっと違うようなんですが、その３年がやっぱり大事だというのを、今回、改めて私も認識したところでありまして、先ほども答弁しましたが、いろんなアンケートを取ったり、計画策定委員会等々のいろんな御意見等々も伺いながら、政策的なものをやっぱり進めていきたいと思います。

ちょっと詳細につきましては、部長より答弁させます。

○議長（佐藤健司）　遠藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（遠藤千代子）　ただいまの再質問にお答えいたします。

御提案の３年の定着率につきましては、介護職員の定着状況を分かりやすく示す指標の一つでありまして、重要な視点であると、私どもも受け止めてございます。

一方で、介護現場のほうでは、入職直後の離職だけでなくて、例えば中堅層と言われる世代、あとベテラン層の離職につきましても、事業所運営に大きな影響を与えておるというところを認識してございます。継続年数、勤務年数の区分ごとの複数の指標を組

み合わせまして、総合的に定着状況を把握していくということが望ましいと考えてございます。

今年度につきまして、第10期の高齢者保健福祉計画を策定する年度でございますけれども、今ちょうど市内180か所の介護サービスの提供事業所のほうにアンケート調査を実施している段階でございます。この実態調査ですとか、県が示す目標、指標等々を照らし合わせながら、計画策定委員会というものも設置してございますので、こちらのほうでの議論を踏まえまして、いろいろな数値目標の設定等々を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤健司）　13番岡見善人さん。

○１３番（岡見善人）　ありがとうございます。ちょうど計画の、今検討する段階に入っているので、ちょうどいいタイミングかなと思います。ぜひ離職の総合的な観点というのも含めて、そこをきっちりやっていただいて、事業所等との連携で、この介護人材というところの確保であったり、事業所運営のところを安定的にやっていくような形でよろしくお願いしたいなと思います。

最後に、大項目の３の米価下落に伴う対策と稲作農家の支援についてでございます。

米価下落に対する市長の受け止めはということに対して、地域農業、極めて重要な課題と受け止めているということでございましたので、そういった受け止め方をしていただいてありがたいと思いますし、これは当市だけではなくて、全国的な稲作、全国の課題だと思います。そういった意味では、私は今回、個別に支援があるのかという御質問をさせてもらったんですけれども、どちらかというと、やっぱりこれは国の政策が一番だと思っていまして、私もちょっと農家をやりながら思うのは、やっぱり幾ら農家が頑張っても努力しても、やっぱりその気候であったりそういったもの、いわゆるこういう米価の下落、我々が努力してもかなわないところで価格が乱高下して、やっぱり安くなったり高くなったりするということを、経営者目線でいくと計画が立てられないというのが一番だと思います。ここは、私は正直言って農政の問題だと思っていまして、だとすると、アメリカであったりヨーロッパ型で、米価下落にかかわらずしっかり稲作農家が計画を立てるようなもの、これは米だけかと言われることはあるかと思うんですけれども、やっぱり主食は米だと私は思っていまして、米を食料安保の関係からいくと、しっかりやっていくんだというそこの国のスタンスだと思います。

そのときに、全国のそういった声をこの機会に上げて、自治体、それから我々議員も声を上げて、果たしてこの農政がいいのかというところだと思います。

それから、先ほどの市長の答弁にもあったように、スマート農業であったりいわゆる生産性の効率、これはしっかりやっていくんだとはそれはいいんですけれども、実際、先ほど言ったように３ヘクタール未満の、あるいは兼業農家、あるいは年金暮らしでようやくやっていた方々が、この機会にやっぱりやめるということにならないよう、78％がこういった層だということにやっぱり意識を持っていかなければならないと思います。こういった方々が、よし来年もやっていくかということを示すようなことにならないと。今回の機会でもうやめると。１回やめてしまって、また米が足りなかったから生産しなさいとは簡単に私はいかないものだと思いますので、ぜひそういったことを、我々議員も、それから市全体、それから近隣の自治体とも連携して、やっぱり国に訴え

ていくというような行動を起こすところに来ているんじゃないかと思います。という熱い思いを訴えて、私の一般質問を終わりたいと思います。ぜひよろしくお願いします。終わりです。

○議長（佐藤健司）　以上で、13番岡見善人さんの一般質問を終了いたします。

○議長（佐藤健司）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

明９日、午前９時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後　３時３９分　散　　会